

The background is a light blue gradient. It features several large, semi-transparent circular shapes. Some are solid light blue, while others are filled with a pattern of fine, parallel diagonal lines in a slightly darker shade of blue. The circles are arranged in a way that they overlap and create a sense of depth and movement.

ひとが咲くまち。

ひたちなか

ひたちなか市第4次総合計画

第5編

前期基本計画各論

前期基本計画の構成と見方	53
I いつもの安心、もしもの備え	55
II 活力を生み出す多様な産業	81
III みんなで育む健康と福祉	103
IV とともに育ち、広がる学び	121
V 快適な暮らしを支える都市基盤	149
VI つながりが広がる地域社会	185

前期基本計画の構成と見方

次のページに行く前に、こちらをお読みください。

1 施策の名称
各施策の名称を記載しています。

2 施策の基本方針
各施策の基本方針を記載しています。

3 主観指標
施策に対する市民の意識や実感を把握するため、各施策に関連する市民意識調査の満足度を記載しています。

- 現状値(令和7年):
前期基本計画策定時の市民満足度
- 目標値(令和11年):
前期基本計画の最終年度における市民満足度

4 関係部署
施策に関係する主な部署名を記載しています。

5 現状と課題
施策を取り巻く現状と課題を記載しています。

6 取組と方針
施策を実現するための取組とその方針を記載しています。

I-1 防災力の強化 いつもの安心、もしもの備え



基本方針
災害時の市民生活の安全確保へ向けて、災害時の情報伝達手段の多様化や備蓄体制の強化など、様々な観点から災害への備えに万全を期すとともに、自主防災会や民生委員・児童委員、関係機関と連携を密にしながら、避難行動要支援者の支援体制の見直しなど、更なる防災体制の強化に努めていきます。
東海第二原発への対応としては、新安全協定に基づき、原子力所在地域首長懇談会の構成6市村で連携しながら対応していきます。あわせて、広域的な避難のあり方や緊急時の対応について、国・県及び関係市町村と連携のもと十分な検討を行いながら取り組みます。

主観指標
防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度
●現状値(令和7年) 3.04
●目標値(令和11年) 3.09

関係部署
●生活安全課 ●市民活動課 ●指導課 ●健康推進課 ●建築指導課

1 災害への備え

現状と課題

- これまで経験してきた災害や、他所における災害対応の教訓や課題を踏まえ、自助・共助・公助が連動した地域防災体制の更なる強化が求められています。
- 自主防災会をはじめとした関係機関と連携した市民参加型の総合防災訓練を毎年実施しています。地域防災力の維持・強化のため、更なる連携を図りながら取り組む必要があります。
- 感染症と自然災害が重なる複合災害に対しては、避難所における社会的距離の確保等を継続するほか、激甚・多発化する自然災害に対して、気候変動を踏まえた対策を実施する必要があります。
- 市民の生命・財産を災害から守るために策定している国土強靱化地域計画、地域防災計画等について、随時検証する必要があります。

取組と方針

- 災害時の自助・共助・公助が機能するように、地域防災計画を見直すほか、備蓄体制、受援体制を整備します。
- 防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映させます。
- 各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新します。
- 避難所の開設が長期化した際の地域住民との連携や、女性、身体に障害のある方、妊産婦や乳幼児などに配慮した運営のあり方を検討します。
- 感染症と自然災害が重なる複合災害への対応を継続し、避難所の弾力的な運営に努めつつ、激甚・多発化する自然災害に対し、気候変動を踏まえた対策を講じます。

57 I-1 防災力の強化

7

主な取組

前期基本計画における主な取組を記載しています。

8

施策評価指標

施策に位置付けられた各取組の進捗や成果を客観的に把握するため、各取組に関連する数値目標を記載しています。

- ・現状値(令和7年): 令和7年度に把握できた直近の値
- ・目標値(令和11年): 前期基本計画の最終年度における目標値

主な取組

- 地域防災計画の見直し
- 災害関連マニュアル等の見直し
- 防災訓練の実施及び自主防災会との意見交換会の開催
- 災害備蓄品の拡充

いつもの安心、もしもの備え

施策評価指標

施策評価指標	現状値(令和7年)	目標値(令和11年)
① 総合防災訓練への参加者数	7,000人	8,000人
② 自主防災会の訓練実施率	100%	100%

役割

市

- 防災・減災のための計画策定及びその実施推進
- 防災関係機関との協議・関係強化

市民

- 各家庭での備蓄や家具固定等の防災対策
- 自主防災会における防災対策
- 共助の強化に資する関係性の構築

事業者等

- 事業種別に応じた防災対策の充実
- 市や地域との連携体制の構築

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市地域防災計画 ● ひたちなか市国土強靱化地域計画

9

役割

市民協働の視点から、市、市民、事業者等の役割を記載しています。

2 災害時の情報伝達手段の整備

現状と課題

- 防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達しています。
- 大規模集客施設等に数万人単位が来場する中、災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。
- 緊急速報(エリア)メール、ホームページ、電子メール、SNS、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。

用語解説

- 自主防災会...自治会の会員等を中心とした災害時に自主的に活動を行う防災組織。
- 避難行動要支援者...高齢者、障害者等の防災施策において特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。
- 国土強靱化地域計画...国土強靱化基本法の規定に基づき、地方公共団体が策定。事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域を推進するための計画。
- 地域防災計画...災害対策基本法に基づき地方公共団体が作成する。風水害、地震災害、原子力災害等の地域防災に関する計画。
- 防災行政無線...住民へ防災情報を伝達する無線通信システム。同時に複数の相手方に伝達する同報系と、主に行政機関内の通信を目的とした移動系の2タイプがある。(本稿では主に同報系について述べている)
- 緊急速報(エリア)メール...気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに携帯電話で受信することができるメール。

I-1 防災力の強化 58

10

関連する市の計画等

施策に関連する主な行政計画等を記載しています。

11

用語解説

専門用語については、解説を記載しています。

大綱 I

いつもの安心、もしもの備え

近年、地震や局所的な豪雨などの自然災害の頻発など、市民の暮らしを脅かすリスクが高まっています。

前期基本計画では、防災・減災のための社会基盤の整備を着実に進めるとともに、市民や地域と連携し、日頃からの備えや地域での見守り・支え合いの体制づくりを推進し、将来にわたって安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

I - 1 防災力の強化

- ① 災害への備え 57
- ② 災害時の情報伝達手段の整備 58
- ③ 避難行動要支援者対策 59
- ④ 地域防災の取組への支援 60
- ⑤ 災害時連携体制の確立 61
- ⑥ 防災意識の啓発 62
- ⑦ 原子力防災対策 64

I - 2 防災基盤の整備

- ① 避難機能の強化・避難路の整備 65
- ② 安全な施設整備 66

I - 3 治水対策

- ① 河川・雨水幹線の整備 68

I - 4 危機管理

- ① 危機管理体制の確立 70

I - 5 消防・救急

- ① 消防体制の強化 72
- ② 救急体制の強化 74

I - 6 防犯

- ① 防犯活動の推進 76
- ② 消費生活 77

I - 7 交通安全

- ① 交通安全対策 79

I-1

いつもの安心、もしもの備え

防災力の強化



基本方針

災害時の市民生活の安全確保へ向けて、災害時の情報伝達手段の多様化や備蓄体制の強化など、様々な観点から災害への備えに万全を期すとともに、自主防災会や民生委員・児童委員、関係機関と連携を密にしながら、避難行動要支援者の支援体制の見直しなど、更なる防災体制の強化に努めていきます。

東海第二原発への対応としては、新安全協定に基づき、原子力所在地域首長懇談会の構成6市村で連携しながら対応していきます。あわせて、広域的な避難のあり方や緊急時の対応について、国・県及び関係市町村と連携のもと十分な検討を行いながら取り組みます。

主観指標

防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.04
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 生活安全課
- 市民活動課
- 指導課
- 健康推進課
- 建築指導課

1 災害への備え



現状と課題

- これまで経験してきた災害や、他所における災害対応の教訓や課題を踏まえ、自助・共助・公助が連動した地域防災体制の更なる強化が求められています。
- 自主防災会をはじめとした関係機関と連携した市民参加型の総合防災訓練を毎年実施しています。地域防災力の維持・強化のため、更なる連携を図りながら取り組む必要があります。
- 感染症と自然災害が重なる複合災害に対しては、避難所における社会的距離の確保等を継続するほか、激甚・多発化する自然災害に対して、気候変動を踏まえた対策を実施する必要があります。
- 市民の生命・財産を災害から守るために策定している国土強靱化地域計画、地域防災計画等について、随時検証する必要があります。

取組と方針

- 災害時の自助・共助・公助が機能するように、地域防災計画を見直すほか、備蓄体制、受援体制を整備します。
- 防災活動の習熟や協力体制の強化を図るため、自主防災会や防災関係機関等の参加の下、防災訓練を実施するとともに、課題や良好な事例を共有し、防災対策に反映させます。
- 各種個別計画や災害関連マニュアル等を状況に応じて策定・更新します。
- 避難所の開設が長期化した際の地域住民との連携や、女性、身体に障害のある方、妊産婦や乳幼児などに配慮した運営のあり方を検討します。
- 感染症と自然災害が重なる複合災害への対応を継続し、避難所の弾力的な運営に努めつつ、激甚・多発化する自然災害に対し、気候変動を踏まえた対策を講じます。

主な取組

- 地域防災計画の見直し
- 災害関連マニュアル等の見直し
- 防災訓練の実施及び自主防災会との意見交換会の開催
- 災害備蓄品の拡充

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
① 総合防災訓練への参加者数	7,000人	8,000人
② 自主防災会の訓練実施率	100%	100%

役割

市

- 防災・減災のための計画策定及びその実施推進
- 防災関係機関との協議・関係強化

市民

- 各家庭での備蓄や家具固定等の防災対策
- 自主防災会における防災対策
- 共助の強化に資する関係性の構築

事業者等

- 事業種別に応じた防災対策の充実
- 市や地域との連携体制の構築

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市地域防災計画 ● ひたちなか市国土強靱化地域計画

2 災害時の情報伝達手段の整備

現状と課題

- 防災行政無線を運用し、屋外に設置してある放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機により、緊急時に必要な情報を市民へ伝達しています。
- 緊急速報（エリア）メール、ホームページ、電子メール、SNS、テレビ及びラジオ等により災害情報を伝達する体制を構築しています。引き続き、効率的かつ効果的な情報伝達体制を整備していく必要があります。
- 大規模集客施設等に数万人単位が来場する中、災害が起こった場合の来場者に対する情報伝達手段の確保について、施設管理者と連携して対応策を検討する必要があります。

用語解説

- **自主防災会**...自治会の会員等を中心とした災害時に自主的に活動を行う防災組織。
- **避難行動要支援者**...高齢者、障害者等の防災施策において特に配慮を要する者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。
- **国土強靱化地域計画**...国土強靱化基本法の規定に基づき、地方公共団体が策定。事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域を推進するための計画。
- **地域防災計画**...災害対策基本法に基づき地方公共団体が作成する、風水害、地震災害、原子力災害等の地域防災に関する計画。
- **防災行政無線**...住民へ防災情報を伝達する無線通信システム。同時に複数の相手方に伝達する同報系と、主に行政機関内の通信を目的とした移動系の2タイプがある。（本稿では主に同報系について述べている）
- **緊急速報（エリア）メール**...気象庁が配信する緊急地震速報、津波警報、気象等に関する特別警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに携帯電話で受信することができるメール。

取組と方針

- 緊急時に必要な情報を市民へ伝達するため、引き続き防災行政無線を適切に運用し、市内各所に設置した放送塔及び各家庭に貸与している戸別受信機を通じた情報伝達の確保に努めていきます。
- 多種多様な災害情報の伝達手段を引き続き適切に運用するとともに、新たな手法を検討することで、効率的かつ効果的な情報伝達を図ります。
- 数万人単位が来場する大規模集客施設等の施設管理者と連携し、発災時の来場者に対する情報伝達手段の確保について、対応策を検討していきます。

主な取組

- 防災行政無線等の通信機器の適切な運用
- 新たな通信手段の導入等による多様な情報伝達手段の確保

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
安全・安心メール及び市の公式 SNS（LINE・X）の登録件数	57,900 件	70,000 件

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市地域防災計画 ● ひたちなか市国土強靱化地域計画

3 避難行動要支援者対策

現状と課題

- 65 歳以上のひとり暮らし高齢者及び身体に障害のある方などのうち、災害時に支援を希望する方たちに対し、自主防災会、民生委員、地域住民等の協力の下、地域ぐるみの支援体制づくりに努めています。
- 高齢化や長寿命化の進展に伴い、今後、対象者が増加することが想定される一方で、避難行動要支援者を支援する地域支援者が高齢者となっているケースが見受けられ、登録基準の見直しや支援体制のあり方について検討する必要があります。

取組と方針

- 自主防災会や民生委員等、地域支援者の理解・協力を得ながら、避難行動要支援者の地域ぐるみの支援体制を引き続き強化していきます。
- 定期的に避難行動要支援者の名簿を更新し、自主防災会等と情報を共有していきます。

主な取組

- 避難行動要支援者支援制度の運用

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
避難行動要支援体制の構築率	100%	100%

役割

市

- 自主防災会、民生委員等への周知
- 対象者のとりまとめ

市民

- 避難行動要支援者の安否確認計画の策定
- 災害時の支援

事業者等

- 市や地域との連携体制の構築

4 地域防災の取組への支援

現状と課題

- 各地域の自主防災会において、地域の実状に即した防災の取組が進められていますが、構成員の高齢化が進むとともに災害が激甚・多発化する中で、地域の共助体制を見直すほか、防災リーダーの育成等による地域防災力の更なる強化が求められています。
- 災害発生時において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの登録や支援のマッチングを行うことにより、ボランティアの派遣体制を構築しています。また、被災者の生活支援に的確に寄与するため、平時から、社会福祉協議会、自治会、民生委員、市等が構成員となる「災害ボランティアネットワーク連絡会」等の活動を通じ、研修や情報交換を行う必要があります。

取組と方針

- 身近な地域の防災体制の強化を図るため、自主防災会独自の防災訓練の支援や、防災講演会・研修会の周知、総合防災訓練への参画、備蓄品の購入支援、地域の防災リーダー育成支援など、自主防災会の活動に対する支援を行います。
- 災害時に社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを迅速かつ的確に運営できるよう、災害ボランティアネットワーク連絡会を通じて定期的な情報交換、模擬訓練等を行い、効果的な災害支援策について引き続き検討していきます。

主な取組

- 自主防災会の運営支援
- 防災士資格の取得補助
- 災害ボランティアネットワークへの参画及びボランティアセンターとの連携

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
防災士登録者数	262人	340人

役割

市

- 自主防災会に対する支援
- 災害ボランティア活動への支援

市民

- 自主防災会の結成
- 地域での防災活動の実施

事業者等

- 社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの開設
- 地域防災活動への参画促進

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市地域防災計画

5 災害時連携体制の確立

現状と課題

- 災害時の生活物資や資機材の提供、福祉避難所の設置、応急対策・医療救護の対応等について、民間事業者と54の災害時応援協定（令和7年10月時点）を締結しています。
- 応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、県内の全自治体、姉妹都市の石巻市・那須塩原市のほか、市川市、富士市、茅ヶ崎市、四街道市と災害時相互応援協定を締結しているほか、連携中枢都市圏事業等を通じ、近隣市町村と意見交換を実施しています。また、原子力災害時の広域避難受入に係る協定を県内14市町村、県外10市町と締結しています。

結しているほか、連携中枢都市圏事業等を通じ、近隣市町村と意見交換を実施しています。また、原子力災害時の広域避難受入に係る協定を県内14市町村、県外10市町と締結しています。

- 災害発生時、市単独の対応が困難な場合に備え、平常時から応援協定を締結している機関・団体・自治体と連携する必要があります。

取組と方針

- 災害時に必要な協力を得られるよう、民間事業者等と災害時応援協定を締結・運用します。

- 災害時の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行できるよう、災害時相互応援協定を締結した自治体と緊密な情報交換を行うとともに、必要に応じて、新たな協定の締結について検討し、災害対応の体制強化を図ります。

主な取組

- 民間事業者との災害時応援協定に基づく情報交換、訓練等の実施

- 自治体との災害時相互応援協定の運用及び協定都市事務連絡会における意見・情報の交換

用語解説

●福祉避難所...身体等の状況が医療・介護等が必要な状況ではないが、一般の避難所では生活が困難な人のための、バリアフリー化などが図られた避難所。

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
協定締結自治体との協議のフォローアップ率	100%	100%

役割

市

- 協定の締結・運用

事業者等

- 災害時応援協定に基づく災害発生時の支援

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市地域防災計画

6 防災意識の啓発



現状と課題

- 防災マップや各種ハザードマップ等について、沿岸地域の各戸配布のほか、窓口や防災啓発の機会を通じて配布するとともに、ホームページで公開し、防災知識の周知啓発を行っています。今後も引き続き、防災意識の向上を図る必要があります。
- 東日本大震災の経験が風化しないよう、訓練や講座を通して地域全体の防災意識を啓発するとともに、他所における災害対応の教訓等も踏まえて防災力の更なる向上を図っていく必要があります。
- 学校においては、災害や緊急時の行動について学ぶ機会を設けています。実践的な行動力の育成については、より児童・生徒の発達段階に応じた工夫をする必要があります。
- 建築物の地震に対する安全性を確保するため、耐震改修の促進に向け、所有者の意識啓発を図る必要があります。

取組と方針

- 防災マップ、津波や土砂災害などの各種ハザードマップ等を活用するとともに、市政ふれあい講座等を通じて市民の防災意識を醸成します。また、学校においても、発達段階に配慮しながら、家庭・地域においても有用となる実践的な行動力を育てていきます。
- 自主防災会、防災関係機関、団体、市民などの広範囲な方々の参加の下、防災訓練を実施するとともに、個人・企業・団体等の個別訓練の実施を奨励し、防災意識の向上を図っていきます。
- 耐震性能が不十分な木造住宅の地震による損壊、倒壊などの被害の軽減を図るため、耐震改修に要する費用を補助する制度を設け、建築物の耐震化を促進し、地震に対する安全性の向上を図ります。

主な取組

- 防災マップ・各種ハザードマップ、市報等を活用した防災知識の普及啓発
- 学校における防災教育の実施
- 防災訓練の実施及び個別訓練の推奨
- 全児童・生徒対象の、避難訓練や保護者への引渡し訓練などの実施
- 学校の危機管理マニュアルの定期的な見直し

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

① 総合防災訓練への参加者数	7,000 人	8,000 人
② 自主防災会の訓練実施率	100%	100%

役割

市

- 防災意識の啓発
- 防災教育の実施
- 総合防災訓練の実施

市民

- 自主的な個別防災訓練の実施
- 地域における防災体制の周知・共有

事業者等

- 自主的な個別防災訓練の実施
- 地域防災活動への参画促進

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市地域防災計画 ● ひたちなか市国土強靱化地域計画



7 原子力防災対策

現状と課題

- 本市は、周辺に 16 の原子力事業所が立地し、特に東海第二原発については、国から広域避難計画の策定が義務付けられています。これまで策定に取り組んできたところですが、避難先の確保が課題となっており、県が主体となって関係自治体と調整しています。
- 東海第二原発の再稼働問題については、原子力所在地域首長懇談会構成 6 市村と日本原電との間で締結した「新安全協定」により、事前了解の権限を実現しています。6 市村で連携し、新安全協定に基づく対応を検討する必要があります。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、国が PAZ 圏内に対象を限定しているものの、原子力災害の影響はその範囲に留まるものではないことから、市全域の市民を対象に実施しています。
- 安定ヨウ素剤の使用期限に伴う更新時には、再度の受取が少なく配布率が減少する傾向があります。特に効果が高いとされる若い世代に重点を置いて、引き続き配布率向上に努める必要があります。

取組と方針

- 原子力災害時の避難について、国、県及び関係市町村と連携し、避難先自治体とも協議を進めながら、避難計画を策定していきます。また、原子力災害対応ガイドブックの活用などにより、防護措置の内容の周知・啓発を図ります。
- 東海第二原発については、新安全協定に基づき、再稼働問題に対して、県央・県北地域の市町村と連携し、県及び日本原電とも協議を行いながら、適切に対応を行っていきます。
- 薬局配布方式及び配布会による安定ヨウ素剤の事前配布を実施します。

主な取組

- 原子力災害時の広域避難計画の策定
- 広域避難受入れ自治体との協議
- 安定ヨウ素剤の市全域における事前配布
- 原子力所在地域首長懇談会及び東海第二発電所安全対策首長会議への参画
- 新安全協定の運用

関連する市の計画等 > ●ひたちなか市地域防災計画

用語解説

- 安定ヨウ素剤**...放射性でないヨウ素を内服用に製剤化したもの。臨界事故の発生時に放出される「放射性ヨウ素」は、呼吸や食事などから特に甲状腺に吸収されやすく、がんを引き起こす可能性を高めるが、甲状腺での蓄積量には上限があることから、安定ヨウ素をあらかじめ取り込むことで放射性ヨウ素の吸収を抑えるため、臨界事故の前か直後に服用する。
- 新安全協定**...平成 30 年 3 月に日本原電との間で新たに締結した「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」の略称。
- PAZ**...原子力発電所からおおむね半径 5 km 圏内。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。Precautionary Action Zone の略。

I-2

いつもの安心、もしもの備え

防災基盤の整備



基本方針

津波や原子力事故をはじめとした災害の際に、安全・円滑に避難するための経路となる道路等を整備します。大規模地震や河川氾濫などの災害時における救援物資輸送や災害復旧対応については、国・県・民間事業者と連携しながら整備や機能確保を推進します。また、配水管の耐震化など、防災基盤の整備を推進します。

主観指標

防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.04
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 生活安全課
- 上下水道局
- 建築指導課
- 道路整備課
- 道路管理課

1 避難機能の強化・避難路の整備

現状と課題

- 災害時の避難者輸送及び応急対策に使用する資機材等の運搬を迅速かつ的確に行うため、県が主要な道路を緊急輸送道路に指定しています。
- 備蓄品については、全避難所に防災倉庫を設置し、分散管理するとともに、防災拠点倉庫に集中管理しています。乳幼児や高齢者等の要配慮者に対応した物資の配備や備蓄の数量を検討する必要があります。
- 地震発生時における避難経路の機能と安全性を確保するため、避難経路に面する倒壊の危険性があるブロック塀等について、適正に維持するよう啓発を図る必要があります。
- 緊急輸送道路や防災拠点周辺の道路については、防災に資する道路としての機能を確保するため、無電柱化を推進するとともに、道路啓開、踏切開放などの災害復旧の迅速化を図る必要があります。

取組と方針

- 災害時における避難者輸送及び救援物資等の搬送は、県指定の緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき行います。
- 各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧、防災資機材の維持管理に努めるとともに、防災拠点倉庫を運用することにより、緊急輸送道路を通じて搬送される救援物資等を効率的に補充する体制を整備していきます。
- 地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、避難経路の機能と安全性を確保するため、倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去に係る費用を補助します。
- 災害時の救急活動や災害復旧活動を円滑に行えるよう、無電柱化整備計画や道路啓開計画の策定に取り組み、国や県とともに、民間事業者と連携して、整備を図ります。
- 避難路の整備については、整備要望の内容について地元との協議を十分に行い整備に努めます。

主な取組

- 防災倉庫における分散備蓄及び防災拠点倉庫による補充物資の集中備蓄
- 避難経路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去を行う者に対する補助
- 無電柱化や道路啓開など災害復旧の迅速化に向けた取組の推進

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

防災備蓄量

80%

100%

役割

市

- 無電柱化計画や道路啓開計画の策定推進

事業者等

- 無電柱化計画、道路啓開計画、災害時踏切開放計画などへの参画や協力連携

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市地域防災計画 ● ひたちなか市国土強靱化地域計画

2 安全な施設整備

現状と課題

- 指定避難所のうち、耐震化が完了していない施設について、耐震補強等の実施を検討するとともに、状況に応じて避難所の指定を見直していく必要があります。
- 事業拡張期に布設された多くの配水管が老朽化し、更新時期を迎えています。都市機能の維持や大規模災害に備えるため、効率的かつ効果的な配水管の更新を図る必要があります。

取組と方針

- 大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設について、耐震化等を進めていきます。
- 指定避難所となる施設については、災害時に活用できるよう計画的な維持修繕を図ります。
- 断水時に都市機能の低下や市民生活に大きな影響を及ぼす口径の大きな幹線となる配水管や、災害時に避難所となる施設、病院等へ給水する配水管の耐震化を重点的に進めます。

主な取組

- 公共施設の耐震化等
- 指定避難所の計画的な維持修繕
- 配水幹線・重要給水施設配水管の耐震化

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
配水管の耐震化率	48.7%	51.9%

- 関連する市の計画等 >
- ひたちなか市地域防災計画
 - ひたちなか市国土強靱化地域計画
 - ひたちなか市水道事業第4期基本計画、管路更新実施計画



用語解説

- **避難路**...ひたちなか市地域防災計画において定める指定避難所及び防災協定を締結している一次避難所から半径2km圏内に存する道路や津波ハザードマップで示す主な避難路。
- **道路啓開**...大規模災害発生時に緊急車両の通行や救助活動等のために、崩れた土砂や建物、放置された車両などの障害物を最低限取り除き、緊急車両などの運行ルートを確認すること。
- **踏切開放**...大規模災害発生時に長期間停電となった場合、踏切遮断の状態が続く緊急車両の通行ができないため、緊急輸送道路などの踏切においては列車の運行開始まで、鉄道事業者と道路管理者が連携して踏切を開放すること。
- **緊急輸送道路**...高速自動車国道や一般国道、これらを連絡する幹線道路のほか、知事等が指定する防災拠点を相互に連絡する道路など、災害時の救援支援活動や物資輸送活動等を円滑に行うための緊急輸送に関する計画に都道府県が位置付ける道路。
- **防災倉庫**...非常食や生活用品、救助資機材などが保管・備蓄されている倉庫。

I-3

いつもの安心、もしもの備え

治水対策



基本方針

急速な都市化の進展、昨今の気候変動による降水量の増大に伴う浸水被害を軽減するため、雨水幹線、調整池、貯留施設等の整備及び河川の改修を計画的に推進するとともに、国・県・関係市町村と連携した「那珂川水系流域治水プロジェクト 2.0」に取り組みます。また、台風や大規模な水害、津波、高潮などによる被害を防ぐため、那珂川の堤防強化や沿岸部の高潮対策を国や県と連携しながら強化します。

主観指標

河川、雨水幹線の整備（冠水被害対策）に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.05
- 目標値（令和11年） 3.10

関係部署

- 河川課

① 河川・雨水幹線の整備

現状と課題

- 県と連携しながら、「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」を推進し、計画の完成に向けて取り組む必要があります。また、雨水幹線については、上流部の未整備区間に対して、新たな計画策定を検討する必要があります。
- 「那珂川緊急治水対策プロジェクト」については、令和8年度の完成に向けて、事業を実施する必要があります。さらに、昨今の気候変動に対応するため「那珂川水系流域治水プロジェクト」を「那珂川水系流域治水プロジェ

クト 2.0」に更新し、流域治水の取組を推進します。このプロジェクトでは、流域内の関係者全てが連携し、効果的な治水対策を進めていく必要があります。この計画に基づき、国・県・市・市民・事業者などのあらゆる関係者が連携し、持続可能な治水対策を実施することで、本市における流域全体の安全性の向上と持続可能な地域社会の構築が必要です。

取組と方針

- 雨水幹線は、平成 28 年 8 月の集中豪雨による浸水被害対策に向け策定した「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」を計画的に推進し、その先の計画として、上流部に対しても治水対策の検討を行っていきます。
- 雨水流出の抑制として、1 時間当たり 70 mm の降雨に対応するため、公園・学校における地表・地下貯留施設の整備や各戸での浸透施設の設置推進に努めます。
- 一級河川中丸川については、県事業で行っている中丸川調節池整備について令和 8 年度の完成を目指します。その後、大川合流点から上流に向けて河川改修を継続して実施するための要望を継続して行います。
- 一級河川大川については、冠水被害軽減に向け、改修工事の早期完了を目指します。
- 一級河川本郷川については、県へ未整備区間の整備の要望を行います。
- 「那珂川緊急治水対策プロジェクト」による堤防整備と河口部対策の検討を行い、令和 8 年度の完成を連携協力し目指します。プロジェクト完成後も引き続き河口部の無堤地区の堤防整備及び一級河川中丸川・早戸川の合流地点の浸水対策について、国へ要望を継続して行います。
- 予測可能な天候による事前放流を地域と共に行います。
- 既設水路等の維持管理により、計画流量の確保を行います。

主な取組

- 河川の改修・維持管理
- 雨水貯留施設の整備・維持管理
- 雨水幹線の整備・維持管理
- 国・県管理河川の堤防等の整備や改修の推進の要望（市単独要望）

施策評価指標	現状値（令和 7 年）	目標値（令和 11 年）
中丸川流域における浸水被害軽減プランによるハード対策（進捗率）	65.5%	100.0%

役割

市

- 河川の改修・維持管理
- 雨水幹線の整備・維持管理
- 雨水貯留施設の整備・維持管理
- 協議会の参加

市民

- 協議会の参加
- 事前放流活動（市民協働）
- 河川美化活動への参加

事業者等

- 協議会の参加
- 事前放流活動（市民協働）
- 河川美化活動への参加

関連する市の計画等 > ● 水のマスタープラン

I-4

いつもの安心、もしもの備え

危機管理



基本方針

幅広い地域に大きな被害が及ぶ感染症や自然災害、大規模な事件・事故などの発生に対して、平素から備え、予防に取り組むとともに、万一発生した際には、被害を最小限に食い止め、適切かつ速やかに対応できる体制づくりに努めます。

また、個人情報については、情報漏えい事故等を未然に防ぐために、情報セキュリティ対策に努めます。

主観指標

防災対策（防災力の強化・防災基盤の整備）に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.04
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 生活安全課
- 健康推進課
- デジタル推進課

1 危機管理体制の確立

現状と課題

- 武力攻撃事態などに対し、国・県と連携した避難指示や救援等を行うことを定めた「ひたちなか市国民保護計画」を策定しています。武力攻撃等の非常事態においては、市単独での対応が困難なため、国・県と連携して対応する必要があります。
- 様々な危機発生の予防対策や緊急時の応急対策などについて「危機管理マニュアル」を整備しています。マニュアルに基づく非常時の対応について、全庁的に情報を共有し、職員の危機管理能力の向上を図る必要があります。
- 地震、風水害、津波等への対応を定めた地域防災計画や、新型インフルエンザ等の感染症への対応を定めた「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」などを策定しています。
- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、未知の感染症や海外で発生する感染症を注視しながら、様々な感染症などのまん延を防止し、市民生活への影響を抑えるための体制を整える必要があります。
- デジタル技術の急速な進展により、行政における各種システムの利活用が進む一方、サイバー脅威も高度化しています。こうした脅威に適切に対応するため、新たなセキュリティモデルの導入も視野に入れつつ、利便性や業務効率の向上と、安全性の確保を両立させる必要があります。

取組と方針

- 武力攻撃事態などから市民の生命、身体及び財産を保護し、生活や経済に及ぶ影響が最小となるよう、万一の事態が発生した際には、ひたちなか市国民保護対策本部等を設置し、市民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施します。
- 市民や地域に被害が及ぶ様々な危機の発生を防止するとともに、万一発生した場合に迅速かつ確な対応を講じて被害を最小限にするため、「危機管理マニュアル」を適切に運用します。また、適宜見直しを行い、市民生活などに多大な影響を及ぼす事態に対応する体制を整えていきます。
- 激甚・多発化する自然災害から市民の生命・財産を守るため、災害が発生、もしくは発生する恐れのある際には、ひたちなか市災害対策本部等を設置し、国・県等と連携しながら状況に応じた措置を的確かつ迅速に実施します。
- 感染の防御が極めて困難で感染すると重症化する恐れがある感染症が発生した際には、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、病原体の特徴や流行の状況等を踏まえ、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し、国、県、事業者と連携を図りながら、感染拡大防止のために必要な措置を講じます。
- サイバー攻撃を防御する高度なセキュリティシステムの導入検討や職員への研修を実施するなど、デジタル技術の進展に即した情報セキュリティ対策に取り組みます。

主な取組

- 国民保護計画の運用
- 各分野の危機管理マニュアルの運用
- 関係機関との連絡体制の確保
- 情報セキュリティの強化

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
国民保護訓練参加率（通信訓練含む）	100%	100%

役割

市

- 危機管理マニュアルの運用・見直し
- 国民保護計画の運用・見直し

市民

- 感染症拡大時における活動自粛要請への協力
- 武力攻撃時等に備えた共助体制の確保

事業者等

- 感染症拡大時における営業自粛要請への協力
- 危機管理体制の構築・見直し

関連する市の計画等 >

- ひたちなか市国民保護計画
- ひたちなか市地域防災計画
- 危機管理ガイドライン
- ひたちなか市情報セキュリティポリシー
- ひたちなか市 CSIRT 設置規程

用語解説

- **ひたちなか市国民保護計画**...武力攻撃や大規模テロ等の事態において、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」等の関係法令及び茨城県国民保護計画に基づき策定された計画。
- **ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画**...新型インフルエンザや新感染症による健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されることから、これらの感染症の危機に対処するために定められた計画。
- **CSIRT**...個人情報漏洩や外部からのサイバー攻撃等のセキュリティインシデント全般に対応する緊急即応チーム。Computer Security Incident Response Team の略。

I-5

いつもの安心、もしもの備え

消防・救急



基本方針

災害に迅速かつ的確に対応するため、広域消防・救急体制の更なる充実強化を図るとともに、多様化・複雑化する災害に対応するため救助隊の高度化を推進します。また、消防団等の関係機関と緊密に連携し、地域に密着した消防体制づくりに努めます。

さらに、火災を未然に防ぐとともに被害を軽減するため、地域や家庭の防火意識の啓発に取り組むとともに、救命率の向上を図るため、応急手当法や AED の普及啓発、バイスタンダーの育成に努めます。

主観指標

消防・救急体制に関する市民満足度

- 現状値（令和 7 年） 2.92
- 目標値（令和11年） 3.02

関係部署

- 広域消防本部
- 生活安全課

1 消防体制の強化



現状と課題

- ひたちなか・東海広域事務組合での消防広域化によるスケールメリットをいかした 1 本部 4 署の体制で市村の消防を担っています。
- 複雑多様化する災害に対し、効果的な出動体制づくりを推進し、消防施設や消防車両、資機材の充実に努めるとともに、これらを適切に管理・運用し、災害活動拠点としての機能を確保する必要があります。
- 消防指令システムを今後は、多様な通報手段や ICT の進展に対応させながら、きめ細やかで迅速、効果的な出動体制の充実を図る必要があります。
- 消防団は、市内各地区に全 29 個分団が配置され、火災・災害の出動や、防火訓練、巡回広報など地域防災の要として活動しています。また、女性団員で構成される 1 個分団が、広報活動やひとり暮らし高齢者宅への防火訪問、幼稚園等を訪問しての花火指導など、活躍していますが、なり手不足と高齢化が深刻な課題となっています。
- 住宅用火災警報器の設置と機器点検の広報及び一人暮らしの高齢者の防火診断等を活用し各家庭や地域単位で防火防災意識の高揚を図る必要があります。
- 建築物の大規模化、高層化、用途や管理形態の多様化が進んでいます。特に、事業所の防火管理体制を強化するため、適切な指導や違反是正による防火安全対策を推進する必要があります。

取組と方針

- 複雑多様化する災害や高齢社会における消防需要に的確に対応するため、消防職員の人材育成や能力開発に努め、消防力の強化及び救助技術の高度化を図ります。
- 消防施設の機能充実・改修等を図るとともに、消防技術の進展に応じた高度消防資機材、消防自動車などの計画的な整備・更新による消防力の強化に努めます。
- 火災予防の啓発や自主防災会と連携した訓練、防火水槽の点検などの消防団活動により、地域安全の確保に努めます。
- 地域に密着した消防団活動を充実するため、市報や自治会などを通じて消防団への入団を呼びかけ、新たな団員の確保を図るとともに、消防団のPRに努めます。
- 消防団員の安全を確保するため、装備品の適正な管理に努めます。また、消防団の活動拠点となるコミュニティ消防センターの維持や消防自動車の計画的な更新を図ります。
- 持続可能な消防団活動を維持するため、消防団組織のあり方について検討していきます。
- 火災被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の既存住宅への設置促進と機器の点検、更新を推進するとともに、市民の防火防災意識を高め、自主防災組織の自発的な防災訓練の促進を支援し、地域防災力の向上を図ります。
- 防火対象物が大型化、複雑化、高層化する中で、事業所や危険物施設に対する適切な指導により防火安全対策強化を図ります。また、違反対象物を公表し、市民が利用する建物の危険性について情報提供するとともに、早期の違反是正を促します。
- 消防団や社会福祉協議会と連携して、ひとり暮らし高齢者宅などへの防火診断を引き続き実施し、高齢者世帯の火災予防を推進します。
- 消防活動の中核である高機能消防指令システムの安定的な運用体制を確保し、増加する119番通報に対する的確な消防通信体制の構築に努めます。

主な取組

- 消防職員の各種研修、訓練を通じた人材育成
- 消防施設の充実・改修等
- 消防車両の整備・更新
- 消防通信施設の更新
- 防火対象物の立入検査
- 住宅用火災警報器の設置促進、防火広報、防火診断の推進等による住宅防火対策
- 防火防災訓練の支援
- 指揮隊機能の強化
- 高度救助隊の創設
- 救助隊員の養成

施策評価指標

火災による死者数

現状値（令和7年）

1人

目標値（令和11年）

0人

役割

市

- 消防本部・団の施設・車両等の計画的整備
- 防火意識の普及啓発
- 防火対象物の立入検査、指導・違反是正
- ひとり暮らし高齢者世帯への防火診断
- 多様な緊急通報方法の普及啓発
- 救助隊員の育成・教育

市民

- 自主防災会の防火防災意識の醸成

事業者等

- ひたちなか市防火安全協会員事業所による防火意識の啓発

2 救急体制の強化

現状と課題

- 高度な救急サービスを提供するため、救急救命士の養成、指導救命士等の人材育成に努めていますが、救急救命士や救急隊員を計画的に養成し、出動件数の増加に備えた、安定した救急体制の維持に努める必要があります。
- 茨城県ドクターヘリや防災ヘリと連携した救急活動が迅速な患者搬送に効果を上げていますが、増大する救急需要と多様化するニーズに対応するため、今後も継続して救急業務の高度化に取り組む必要があります。
- 頻繁に出動する高規格救急自動車及び積載する資機材は、計画的に更新する必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い、更なる救急需要の増大が見込まれており、家庭や高齢者福祉施設等における予防救急や救急車の適正利用を推進する必要があります。
- バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率は、年々上昇していますが、救命普及講習の質の向上を図るため、訓練用AEDやダミー人形等資機材を充実させるとともに、e-ラーニングや応急手当普及員による救命普及講習を推進し、効率効果的にバイスタンダーを育成する必要があります。

取組と方針

- 救急業務の高度化に必要な専門知識・技術の習得のため、指導救命士を中心とした教育訓練や実務研修等を通じ隊員の救急技術の向上を図るとともに、救急救命士と救急隊員を計画的に養成し、高齢社会の救急需要への対応と安定的な救急高度化に努めます。
- 救急救命士の医療機関における再教育訓練を徹底し、資質と技術の向上を図り、市民に信頼される救急体制を推進します。
- 医療機関やドクターヘリとの連携強化、ICTの活用等による病院収容に係る所要時間の短縮を図るとともに、常時迅速な指示、指導、助言が受けられる体制の充実を図ります。
- 多様化する救急事案に対し、質の高い救急活動を確保するため、活動内容を医学的見地から検証し、総合的な救急活動の高度化を図ります。
- 計画的に高規格救急自動車を更新するとともに、救急技術の進展に即した資機材の整備を行います。
- AEDを用いた心肺蘇生法等を含む応急手当の普及啓発について、e-ラーニングや応急手当普及員による普及講習を推進し、効率効果的なバイスタンダーの育成に努めます。

主な取組

- 救急救命士及び救急隊員の養成
- 高規格救急自動車の更新
- メディカルコントロール体制の充実
- 応急手当の普及促進
- 予防救急の推進及び救急車適正利用の啓発
- ワークステーション型救急車運行体制の拡充
- 日勤救急隊の拡充・救急支援隊の効率化

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

安定的な救急救命士の年間養成人数

2人

2人

役割

市

- 救急救命士及び救急隊員の育成・教育
- 高規格救急自動車・資機材の充実
- 応急手当の普及促進

市民

- 予防救急に関する知識の習得
- 救急車の適正な利用

事業者等

- 応急手当の理解・習得・関与
- 予防救急の推進及び救急車適正利用の啓発



用語解説

- AED** ...心臓が小刻みに震えて血液を送り出すことができなくなる心室細動と呼ばれる症状による心肺停止患者に対し、除細動が必要かどうかを自動的に判断し、心臓に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻すための装置。救命のためであれば一般市民も使用することができる。
Automated External Defibrillator の略。
- バイスタンダー**...救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、救急隊が到着するまでの間に、救命のため心肺蘇生法等の応急手当を適切に行う人のこと。
- ICT**...情報・通信に関連する技術一般の総称。ほぼ同義である IT（Information Technology）に対し、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた用語。
Information & Communication Technology の略。
- 住宅用火災警報器**...一般住宅用の火災警報器で、煙式、熱式等がある。消防法等の改正により、一般住宅への設置が義務付けられている。
- コミュニティ消防センター**...地域の消防防災拠点施設として、防災意識の向上と住民生活の安全に寄与するための施設。
- 指揮隊**...災害現場で災害実態や被害状況の把握を迅速に行い、部隊を効果的に展開するとともに情報を収集管理し報道対応等のほか安全管理を含め総合的な統括を行う。
- 高度救助隊**...特別救助隊よりさらに高度な救助に関する知識・技術及び安全管理能力を保持し、より高度な救助資機材を駆使して要救助者を救助する部隊。
- 高規格救急自動車**...救急救命士による高度な処置を行うことができる資機材を積載している救急自動車。
- メディカルコントロール体制**...救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において救急救命士等が行う救急救命処置について、医師が指示又は指導・助言、事後検証及び再教育を行い、質を保証すること。
- ワークステーション型救急車運行体制**...救急隊員が医療機関で病院研修を受けながら待機し、救急車を出動させる体制。

I-6

いつもの安心、もしもの備え

防犯



基本方針

防犯パトロールや防犯灯の設置、維持管理などの地域が取り組む防犯活動を支援し、犯罪のないまちづくりに努めます。

また、多様化・複雑化する消費者トラブルや詐欺などの犯罪被害を未然に防止するため、幅広い年齢層に向けた啓発活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

主観指標

防犯対策に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.99
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 市民活動課
- 地域福祉課
- 青少年課
- 多文化共生課

1 防犯活動の推進

現状と課題

- ひたちなか地区防犯協会や防犯ボランティア団体などが主体となり、防犯意識を啓発する街頭キャンペーンや防犯パトロール等が実施されていますが、参加者の高齢化が進行しています。
- 自治会が維持管理する防犯灯や防犯パトロールなどの防犯活動に対し、支援を行っています。防犯灯の維持管理費や地域での防犯活動費に柔軟に対応するため、支援方法や内容について検討していきます。
- 東地区保護司会などの更生保護関連団体の活動を支援するとともに、地域住民等においても犯罪や非行の防止と更生について、理解を深め、安心安全な地域づくりのため、それらの団体と連携し、「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。引き続き、インターネットを通じてのいじめなど、青少年の非行防止に関する取組を推進する必要があります。
- 青少年相談員による街頭指導、店舗訪問のほか学校訪問を実施しています。

取組と方針

- 警察や地区防犯協会などの関係団体と連携しながら、街頭キャンペーンなどを通じて防犯意識の啓発向上に努めるとともに、地域で取り組む防犯活動を支援します。
- 夜間における犯罪を未然に防止するため、自治会が設置する防犯灯に係る経費の一部に対し、引き続き補助していきます。
- 関係団体と連携しながら、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、保護司会や更生保護女性の会による保護観察活動や再犯防止活動、青少年の非行防止活動などを支援し、犯罪予防の推進を図ります。

主な取組

- 防犯活動への補助
- 「社会を明るくする運動」の実施
- 地域の青少年相談員による巡回指導

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
自主防犯活動団体組織率	90.5%	92.9%

役割

市

- 防犯活動の支援
- 防犯意識の啓発
- 犯罪や非行の防止と更生への理解促進

市民

- 自治会、青少年相談員等における防犯活動
- 「社会を明るくする運動」への参画

関連する市の計画等 > ● 第2次ひたちなか市地域福祉計画 ● 地域福祉活動計画

2 消費生活

現状と課題

- インターネットや SNS の普及により、消費生活に関する相談は多様化・複雑化しており、あらゆる年代からの相談が増加しています。
- 消費者被害や詐欺被害を防止するため、自治会や学校、福祉施設等と連携し、消費生活啓発推進員とともに出前講座等を開催しています。
- 悪質商法の被害を未然に防ぐため、あらゆる年代への啓発が不可欠であり、悪質商法の手口と注意点について周知していく必要があります。
- 多様化・複雑化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員の知識・経験の向上が必要となっています。

取組と方針

- 金融経済教育や SNS 及びインターネットトラブルの対処法を伝えるため、学校において外部講師を起用した講演会を実施し、若年層への消費者教育を推進します。
- 高齢者世帯（単身者含む）に自動通話録音装置を貸し出し、ニセ電話詐欺や悪質商法被害の未然防止に取り組みます。
- 消費者被害の的確かつ迅速な救済のため、消費生活相談員のスキルアップを図るとともに、国及び県消費生活センターなど関係機関と連携し、相談を実施します。
- 消費者被害の未然防止を図るため、自治会や市内の事業所などに向け、出前講座の実施に努めるとともに、参加人数の増加を図ります。また、民生委員や地域包括支援センターと連携し、高齢者を狙った悪質商法などの被害防止や拡大防止に努めます。

主な取組

- 消費者啓発事業の実施
- 消費生活相談の実施
- 地域包括支援センターや警察など関係機関との連携

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
消費生活啓発講座及び講演会開催回数	39回	44回

役割

市

- 消費者トラブル等の被害の防止
- 消費者問題の相談体制の整備

市民

- 消費生活展の開催
- 地域における見守りや声かけによる消費者被害の未然防止

事業者等

- 金融機関等による二重電話詐欺の未然防止



用語解説

- **社会を明るくする運動**...法務省主導で推進する、犯罪の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
- **自主防犯活動団体組織率**...市内全自治会（84）のうち、自警団や自主防犯パトロール隊等を立ち上げて防犯活動を実施している自治会の割合。
- **悪質商法**...詐欺的手法で利益を得る商法の総称。

I-7

いつもの安心、もしもの備え

交通安全



基本方針

カーブミラー、防護柵など交通安全施設を設置し、通学路や生活道路の安全性を確保します。また、自動車・自転車の運転者や子どもを対象とした交通安全教育を推進するとともに、交通事故の加害者・被害者となることが多い高齢者の交通安全対策の強化に取り組みます。

主観指標

交通安全対策に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.97
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 生活安全課
- 保健給食課
- 道路管理課

1 交通安全対策



現状と課題

- 市交通安全対策本部を設置し、関係機関・団体と連携の下、交通安全対策を推進しています。
- 交通安全教育指導員による交通安全教室の開催や関係機関・団体参加の交通安全運動などにより、交通安全の普及啓発を図っています。
- 各自治会やコミュニティから、生活道路における速度抑制対策及び見通しの悪い交差点などの交通事故の危険性が高い箇所への交通安全対策が求められています。
- 交通安全教育の推進などの取組の効果により、市内の人身交通事故件数の増加は抑えられておりますが、高齢者が被害者や加害者になるケースが増えています。また、近年は、自転車運転中の危険行為が大きな課題となっていることから、自転車を利用する若年層も含めた幅広い年代層を対象とした総合的な交通安全対策が求められます。
- 勝田駅及び佐和駅周辺地域を放置自転車禁止区域に指定し、放置自転車の警告、撤去を行っています。一層の啓発活動を行う必要があります。

取組と方針

- 市交通安全対策本部関係機関や団体と連携し、子どもや高齢者、ならびに自転車や自動車運転者を対象とする交通安全教育を推進し、意識の向上を図ります。
- ひたちなか地区交通安全協会及びひたちなか市交通安全父母の会連合会の行う交通安全活動を支援します。
- 登校時の子どもの安全を守るため、民間交通指導員が立哨指導見守り活動を行います。道路安全パトロールにより危険箇所の把握や交通安全施設の点検を行います。また、小・中学校や義務教育学校の通学路など児童・生徒を守る区域や高齢者に配慮が必要な場所については、安全点検を実施し、危険箇所の把握に努めます。これらの活動を地域や警察とも連携しながら行い、交通事故を防止するための安全な環境づくりを推進します。
- 生活道路への速度抑制対策としては、国の道路交通法改正による速度規制がなされますが、物理的デバイスを用いた「ゾーン 30 プラス」については、地域や学校からの要望に対し、警察や道路管理者、および地域住民との協議により設置・運用を検討していきます。
- 高齢者ドライバーが関わる交通事故を抑制するため、運転に不安がある高齢者に運転免許を自主返納する支援を推進します。
- 歩行者や自転車利用者を守るため、防護柵やカーブミラー、路面標示といった交通安全施設を関係機関や管理者と協力して計画的に整備します。
- 自転車利用者が円滑に利用できるよう、各自転車駐車場の維持・管理運営を行います。
- 勝田駅及び佐和駅周辺の交通安全確保のため、放置自転車の撤去や放置禁止の広報啓発を推進します。

主な取組

- 交通安全教育及び広報活動の推進
- 高齢者運転免許自主返納支援
- 交通安全施設の整備推進
- 自転車駐車場の維持管理運営
- 放置自転車防止対策の推進

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

児童福祉施設や教育施設での交通安全教室の開催箇所数

36 箇所

36 箇所

役割

市

- 交通安全意識向上のための啓発
- 交通安全教育の推進
- 交通安全施設の整備

市民

- 交通安全意識の向上
- 交通安全教室への参加
- 交通安全施設の設置要望

事業者等

- 交通安全施策への協力

大綱Ⅱ

活力を生み出す多様な産業

人口減少やグローバル化、デジタル技術の進展など、地域産業を取り巻く環境は大きく変化しています。

前期基本計画では、多様な産業が共存するバランスの良さや、県内有数の産業拠点であるひたちなか地区を有する地域特性をいかすとともに、事業規模や分野の異なる多様な事業者との連携を図りながら、産業振興に取り組み、持続可能で活力ある地域経済の実現を目指します。

Ⅱ-1 企業誘致と雇用の創出

- ① 企業誘致の推進 83
- ② 就業の支援 84

Ⅱ-2 産業基盤の強化

- ① 港湾の整備促進 86
- ② 広域交通基盤の整備促進 87

Ⅱ-3 工業

- ① 中小企業経営の安定化 88
- ② 競争力ある産業の育成 89

Ⅱ-4 商業

- ① 商業の振興 91
- ② 商業とまちづくりの連携 93

Ⅱ-5 農業

- ① 農業経営基盤の充実 94
- ② 特色ある農業の推進 95

Ⅱ-6 水産業

- ① 活力ある水産業づくり 96
- ② 特色ある水産業づくり 97

Ⅱ-7 観光

- ① 地域観光資源の活用 99

Ⅱ-8 産業の活性化

- ① 産業の活性化 101

II-1

活力を生み出す多様な産業

企業誘致と雇用の創出



基本方針

更なる産業の集積を目指し、企業誘致の受皿となる新たな工業用地の整備を促進するとともに、本市の魅力ある立地環境や地理的優位性をいかした誘致活動を推進し、企業の新規立地や事業拡張などを通じて新たな雇用の創出を図ります。

また、新たな産学官金言連携組織や商工会議所、公共職業安定所などと連携し、安定的な雇用の確保や人材の定着、市内企業の情報を発信するとともに、求職者と企業とのマッチングの場を提供し地元雇用を促進するなど、職住育共創のまちづくりを推進します。

主観指標

企業誘致と雇用の創出に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.03
- 目標値（令和11年） 3.08

関係部署

- プロジェクト推進課
- 商工振興課

1 企業誘致の推進

現状と課題

- 企業立地セミナーやポートセールス等を実施し、茨城港常陸那珂港区や、北関東自動車道をはじめとする広域交通ネットワークの優位性、職住育がバランスよく整っている本市の魅力を積極的に PR しながら、新たな企業進出や設備投資、港湾利用を促進しています。
- 企業誘致の受皿となる新たな工業用地の確保に向け、常陸那珂工業団地拡張地区や常陸那珂港区事業用地（F地区）の造成工事が進められています。造成完了に向けて、県と連携を図りながら取り組んでいます。
- 新たに立地を希望する企業や市内企業の事業拡張等に対応するためには、企業のニーズに即した物件情報の提供が必要となっています。
- 企業誘致に当たっては、関連企業の立地につながる裾野の広い産業や安定的な地元雇用の創出につながる優良な企業の立地を促進する必要があります。

取組と方針

- 交通アクセスに優れた立地環境や地理的優位性ととともに、職住育がバランスよく整っている本市の魅力について、企業立地セミナー等を通じて積極的に PR しながら、企業の誘致を推進します。
- 企業の新規立地や設備投資を推進するため、各種優遇制度を活用しながら、雇用の創出や港湾の利用促進等につながる優良な企業の誘致活動に努めます。
- 企業誘致の受皿となる新たな工業用地の整備を促進します。
- 企業の新規立地や市内企業の拡張・移転に対応するため、企業や関係団体と連携して市内の遊休地や居抜き物件を把握し、企業のニーズに即した情報提供に努めます。

主な取組

- 企業立地セミナー等への参画
- 企業立地支援
- 工業用地の整備促進
- 物件情報の紹介
- 茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画
- 多様な産業の企業誘致等の検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
ひたちなか地区において新たに整備が完了した工業用地の面積	0 ha	92ha

役割

市

- 企業立地セミナー等への参画
- 茨城県工業団地企業立地推進協議会への参画

事業者等

- 企業立地セミナー等への参加

2 就業の支援

現状と課題

- 企業誘致を推進し、雇用の新規創出に取り組んでいます。
- ひたちなか地区立地企業と市内及び近隣の高校等との雇用に関する情報交換会を開催しています。引き続き、立地企業による地元雇用が図られるよう支援していく必要があります。
- 働く意欲の高い女性や高齢者の就職希望に応える必要があります。
- 勤労者の余暇の過ごし方における多様な価値観の広がり等を踏まえ、福利厚生事業のあり方について見直す必要があります。
- 市内には技術力の高い中小企業が数多く存在していますが、若い世代の人材確保が課題となっています。大学生や高校生に向けた市内中小企業の認知度向上を図り、人材確保を促進する必要があります。

取組と方針

- ひたちなか地区への企業誘致を推進するとともに、本地区に立地する企業と連携して情報交換会を実施するなど、地元雇いを促進します。
- 商工会議所、公共職業安定所等の関係機関や産業活性化コーディネーターと連携した求人・求職情報の提供を行い、地域雇用の促進を図ります。
- 公共職業安定所などと連携し、セミナーを実施するとともに、復職希望者や子育て世帯にも安心して働くことができる環境づくりを支援していきます。
- 勤労者総合福祉センターの利用者へのサービス向上を通じて、勤労者の福祉向上を図ります。
- 若者等の地元企業の認知度向上や地域定着を促進するため、産学官金言連携組織にて、大学をはじめとした近隣の教育機関と連携し企業説明会等を開催します。また、県央地域9市町村と実施する合同企業説明会や企業紹介WEBサイト等を活用し、地元企業の情報発信やマッチングの場を提供します。

主な取組

- ひたちなか地区等の立地企業との情報交換会の開催
- 市内高等学校の関係者を対象とした市内企業見学会の支援
- 商工会議所主催の人材育成・リスキリング等のセミナー開催支援
- 職業能力開発講習等の参加促進
- 商工会議所や公共職業安定所等と連携した就職面接会や子育て女性を対象とした就職セミナーの開催
- 勤労者総合福祉センターの管理運営
- 勤労者福祉サービスセンターの運営補助
- 特定退職金制度の PR、特定退職金共済制度加入促進補助
- 産学官金言連携組織に参画する大学等と連携した企業説明会の開催、いばらき県央連携中枢都市圏事業による合同企業説明会、企業紹介 WEB サイトの活用

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

地元雇用情報交換会の参加企業数(延べ)

31社

40社

役割

市

- 企業説明会やセミナー等への支援

市民

- 企業説明会やセミナー等への参加

事業者等

- 企業説明会やセミナー等の実施



用語解説

- 茨城港常陸那珂港区...全国 102 港ある重要港湾の一つ。北関東自動車道に直結するアクセス性をいかして、迅速かつ環境負荷の少ない物流を実現できる港湾としての発展が期待されている。
- ポートセールス...航路や貨物の誘致のため、関連企業・団体を直接訪問してのセールスや PR 等を行う活動。
- 常陸那珂工業団地拡張地区...平成 5 年に茨城県が造成した常陸那珂工業団地（分譲面積 65.9ha）の隣接地において、令和 5 年度より茨城県が新たに整備を進めている工業団地（分譲予定面積 57.2ha）。
- 常陸那珂港区事業用地（F 地区）...臨港地区において、茨城県が整備を進めている事業用地（分譲面積約 35ha）。
- 産学官金言連携組織...産業界、大学等、行政機関、金融機関及びメディア・報道機関が連携し、各主体の専門性や機能、資源を活用して、地域課題の解決、産業振興、人材育成、イノベーションの創出などを総合的かつ効果的に推進するための連携体制または組織をいう。
- 産業活性化コーディネーター...市内中小企業の課題解決や産学官連携などを支援するため、企業訪問をしながらアドバイス等を行うとともに、関係機関や企業間の仲立ちをする者。企業、教育研究機関の出身者など知識・経験の豊富な人材が活躍している。

II-2

活力を生み出す多様な産業

産業基盤の強化



基本方針

本市の産業の発展を牽引する茨城港常陸那珂港区の取扱貨物量の更なる増加を図るため、国内外のポートセールス活動、首都圏や北関東自動車道沿線の企業等を対象にしたセミナーなどを通じて港湾の利用を促進します。また、建設機械や完成自動車の輸出等に対応するため、岸壁やふ頭などの整備や、港区内の波の静穏度を確保する防波堤の整備を促進します。さらに、物流機能の強化や人流の活性化を図るため、広域的な交通網の整備や茨城空港の利活用を促進します。

主観指標

産業の活性化に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.06
- 目標値（令和11年） 3.11

関係部署

- プロジェクト推進課

1

港湾の整備促進

現状と課題

- 茨城港常陸那珂港区は、東京湾沿岸地域の港湾物流機能を補完する重要港湾として、中央ふ頭地区や東防波堤の整備が進められており、また、大規模災害発生時には緊急物資等の輸送拠点として重要な役割を担っています。今後も、建設機械や完成自動車の輸出等による貨物量の更なる増加が見込まれることから、港湾機能の更なる強化を推進する必要があります。
- 国内外ポートセールスや企業向けセミナーへの参画など港湾利用を促進する取組を行っています。
- 平成28年に本市初となるクルーズ船が寄港し、コロナ禍後本格的にクルーズ船の受入れ再開がされた令和5年より寄港数が年々増加しています。

取組と方針

- 建設機械や完成自動車の輸出等の増加に対応するため、中央ふ頭地区の岸壁、ふ頭用地、港湾関連用地等の整備を促進します。
- 港区内の波の静穏度を確保するため、東防波堤の整備を促進します。
- 定期航路の誘致や取扱貨物量の増加を図るため、県や関係機関と連携しながら、国内外へのポートセールスや企業等を対象としたセミナーへの参画、常陸那珂港振興協会の取組等により、港湾の利用促進に努めます。
- クルーズ船の寄港に関しては、県や関係機関と連携して歓迎行事を行い、常陸那珂港区の認知度向上や本市のPRに努めます。

用語解説

● 東関東自動車道水戸線...東京都練馬区を起点とし、千葉県を経て水戸市に至る総延長約140kmの高規格幹線道路。

主な取組

- 茨城港常陸那珂港区の整備促進
- 港湾利用促進事業の推進
- クルーズ船寄港歓迎行事の実施

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
コンテナ取扱貨物量	51,199TEU	58,000TEU

2 広域交通基盤の整備促進

現状と課題

- 首都圏や東北・北陸地方とつながる常磐自動車道、北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高規格幹線道路は、本市への広域的なアクセス道路として利用されています。
- 北関東自動車道は、北関東に立地する企業を中心に、効率的な物流経路として利用されるほか、東日本大震災時の応援派遣や緊急物資の搬送などに利用され、緊急時における輸送路としての有効性も確認されています。
- 北関東自動車道については、沿線自治体と連携し、地域経済の発展、広域観光の振興、交流の更なる促進につながる取組を時宜に応じて行っていく必要があります。
- 東関東自動車道水戸線については、令和8年度中に予定されている鉾田―潮来区間の開通により、首都圏（千葉方面）とのアクセス性の向上が期待されます。

取組と方針

- 広域交通ネットワークの活用により、地域経済の発展や交流の促進に繋がる取組を推進します。
- 茨城空港については、市民の利便性の向上と本市観光地などへの来訪者増加の観点から、県や県内市町村と連携して、空港と地域をつなぐ2次交通の充実やPR活動を行うことにより、茨城空港の利用促進に取り組みます。

主な取組

- 北関東・新潟地域連携軸推進協議会への参画
- 東関東自動車道水戸線建設促進期成同盟会への参画
- 茨城空港利用促進等協議会への参画

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
ひたちなかICを利用した車両台数	3,536千台	3,700千台

II-3

活力を生み出す多様な産業
工業

基本方針

社会経済情勢の変化など企業を取り巻く環境の変化に的確に対応することができるよう、ひたちなかテクノセンターなどの産業支援機関と連携し、市内中小企業の生産技術の向上や人材育成、創業支援、販路開拓等について支援します。また、産学官金言連携による、地域経済の活性化、新事業の創出、人材の育成・定着を促進します。さらに、制度融資の充実を図り、経営の改善や生産設備の整備を促進しながら経営基盤の強化を図るとともに、企業動向、ニーズに即した支援を実施します。

主観指標

産業の活性化に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.06
- 目標値（令和11年） 3.11

関係部署

- 商工振興課

1 中小企業経営の安定化



現状と課題

- 生産年齢人口の減少による人手不足といった構造的課題のほか、社会情勢による物価高騰など中小企業を取り巻く経営環境は先行き不透明な状況です。
- 市内の中小企業の経営基盤の強化を支援するため、融資・相談支援機能等の充実が求められています。また、市内中小企業の事業拡張に必要な用地の確保が求められています。立地サポート事業により物件情報の提供をするとともに、事業用地確保のための対応が必要となっています。

取組と方針

- 各種融資制度の周知を図るとともに、企業の現況を把握しながら融資制度を充実させ、経営の安定化を図るとともに、商工会議所が実施する専門家派遣相談事業等を支援し、個々の企業に即した経営基盤の強化に努めます。
- 商工会議所が行う、金融、税務、労務等の経営相談や業種別・課題別の講習会の開催を支援します。また、産学官金言連携組織による各種セミナーや各業界の勉強会を開催します。
- 市内中小企業の事業拡張に必要な用地の確保等については、立地サポート事業により物件情報を提供するとともに、企業ニーズ（用地取得の条件等）を調査し、その内容を踏まえ、工業用地の確保について検討します。

用語解説

- ひたちなかテクノセンター…市、東海村などの近隣自治体、県、中小企業基盤整備機構、企業等が出資する第三セクター。地域の産業支援機関として、産業活性化コーディネーターによる企業支援のほか、研究開発や創業の支援のためのテナント貸借、研修等による人材育成などに取り組んでいる。

主な取組

- 各種融資制度の周知
- 融資あっせん、信用保証料の補助
- 専門家派遣相談事業への補助
- 経営相談、経営講習会事業への補助
- 産学官金言連携組織によるセミナー、勉強会の開催等
- 市内中小企業向け工業用地確保等の検討
- 立地サポート事業

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

市の補助金を活用した
技能訓練支援者数（延べ）

527人

687人

役割

市

- 融資制度の充実、企業ニーズに即した支援の実施

事業者等

- 経営基盤の強化、企業間連携

2 競争力ある産業の育成

現状と課題

- 産業活性化コーディネーターが受ける相談は多岐にわたります。今後も企業の経営課題や創業希望者のニーズに応えるため、活動内容の見直しと充実を柔軟に行っていく必要があります。
- 企業が抱える課題に応じて、企業が地域の教育研究機関や産業技術イノベーションセンターなどの関係機関と協力して課題解決に向けた取組を実施することで、産業発展のための産学官連携を強めていく必要があります。
- 中小企業の競争力強化や維持のため、先端技術の推進や人材の育成（リスクリング）・確保が課題となっています。
- 少子高齢化による生産年齢人口の減少や国際競争力低下に歯止めがかからない状況の中、いかに生産性を向上させられるかが課題となっています。

取組と方針

- 新たな産学官金言連携組織により地域産業の活性化、新事業の創出、地域人材の育成と定着の3つの柱を基本とした各種プロジェクトを推進します。
- 企業の課題に応じた産業活性化コーディネーターの適切な配置により、市内中小企業に対する相談・支援体制の充実を図ります。
- 中小企業の生産技術の向上や人材の育成・確保、販路拡大等の取組に対し、産業活性化コーディネーターを活用し、関係機関と連携を図りながら支援します。
- 生産性を向上させるためデジタル技術等による業務効率化やリスクリング等による従業員のスキルアップを支援します。

主な取組

- 新たな産学官金言連携組織で行う各種プロジェクトの推進
- 中小企業の人材確保への支援
- 県内の産業支援機関との連携による企業支援
- 販路拡大への補助
- 中小企業技能訓練（リスキリング含む）への補助

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）	527人	687人

役割

市

- 異業種間交流によるイノベーションの創出などを図るための環境づくり
- 中小企業への補助・支援

事業者等

- 産業支援機関や教育機関等との連携
- 生産技術の向上や人材育成



II-4

活力を生み出す多様な産業

商業



基本方針

市民の生活に身近な商業の振興を図り、市民をはじめ、市を訪れる人や市内で働く人々の活力につなげることで、住みやすい・働きやすい・創業しやすいまちづくりに努めます。また、商工会議所やまちづくり株式会社、関係団体等との連携により、中小企業の経営強化や商店街等のにぎわい創出を推進します。さらに、次世代の経済を担う創業者や、地域の特性をいかして活動する市内外のプレイヤーを支援し、地域経済の活性化に努めます。

主観指標

商業振興に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.09
- 目標値（令和11年） 3.14

関係部署

- 商工振興課

1 商業の振興



現状と課題

- 商店街や個人商店等は、大型小売店舗の進出やインターネット取引等の普及により、経営難になる状況が見受けられることから、継続的な顧客となるファンを獲得するための、個性の創出や魅力の向上が必要です。
- 商店街における空き店舗の解消とともに、居心地が良く多様なコミュニティの形成が図られ、にぎわいのある持続可能なエリアへの変革が必要です。
- 店舗を用いた創業は、資金面でリスクが大きいことから、チャレンジできる場のニーズが高まっています。創業後においては、専門家からの適切な助言が重要となります。
- 創業機運の醸成、創業の準備から創業後における伴走支援など、段階に応じた取組が必要です。
- 創業者や創業予定者が集まり、悩みの共有や意見交換、先輩創業者からのアドバイスなど、コミュニティの場のニーズが高まっています。
- 人口減少や高齢化等に起因した後継者不在の問題が深刻化しています。今後、中小企業における廃業数の更なる増加が想定されることから、第三者承継（事業承継）や移住定住の促進を踏まえた、創業しやすい土壌づくりが必要です。

用語解説

● 空き店舗チャレンジショップ事業...魅力ある商店街の形成を推進するため、商店街の空き店舗への新規出店者に対して経営支援を行い、空き店舗の解消と商店街の賑わいづくりを図る事業。

取組と方針

- 中小企業の経営安定を図るため、事業者が利用しやすい市独自の融資制度について、引き続き適切な運用に努めていきます。
- ひたちなか商工会議所が取り組む「まちゼミ」は、全国的にも固定ファンを獲得し個店の売上向上に繋がっている実績があることから、市としてもその継続的な実施を支援するとともに、より多くの店舗の参加を促し地域の活性化につなげていきます。
- 創業ニーズの高まりに対し、商工会議所および産業活性化コーディネーター（創業担当）との連携を深めながら、創業に関する各種補助金や融資制度の適切な周知・案内を行うとともに、チャレンジの場の提供、専門家による伴走支援、事業承継に係るマッチングなど、創業の段階や形態に応じた支援策を展開していきます。
- 商工会議所が主催する創業スクールやひたちなかテクノセンターが実施する女性起業家交流会等の支援を通じて、創業者同士のコミュニティ形成の促進を図ります。
- 商店街の活性化については、コミュニティ交流サロン事業の見直しや機能強化を図るなど、にぎわいや交流の創出に取り組んでいきます。

主な取組

- ひたちなか商工会議所と連携した中小企業への支援
- ひたちなか商工会議所の取組やイベントの支援（まちゼミ、空き店舗チャレンジショップ事業、コミュニティ交流サロン等）
- 融資のあっせん、信用保証料の補助
- 創業者や創業予定者同士のコミュニティの形成や支援（創業スクール、女性起業家交流会等）
- 創業や第三者承継の促進や支援（未来に残したいお店募集事業等）
- 飲食店創業希望者に向けたチャレンジキッチンの整備（那珂湊チャレンジキッチン事業）
- 集客力の高い大型店舗と連携した創業支援（ひたちなかアドベンチャー）

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
① 空き店舗チャレンジショップ事業による出店件数（延べ）	55 件	72 件
② 創業者及び創業希望者への相談やチャレンジの場の提供など支援数	142 件	491 件

役割

市

- 各種事業への補助、周知
- 創業者や希望者への適切な助言
- 経営力向上に繋がる機会の提供

事業者等

- 経営力の向上や魅力の向上
- 空き店舗の利活用
- 事業承継の検討

2 商業とまちづくりの連携

現状と課題

- 市の玄関口である勝田駅周辺の商店街は、建屋の老朽化や店主の高齢化等により、空き店舗の増加や店舗以外の用途に転換されるなど、商業の衰退が見受けられます。今後は、空き店舗の解消を図るだけでなく、時代の変化に対応した、持続可能な魅力あるエリアとしての転換が必要です。

- 各商業拠点において、課題解決やにぎわいづくりに取組む地域内外のプレイヤーの発掘・支援が重要であることから、多くの関係者の交流の促進を図りながら、まちづくりに参加してもらうことが重要です。
- 商店街等における街路灯については、LED化や撤去など適正な管理を促進するとともに、所有者不明や維持管理の負担増加に関する問題等への対応について検討する必要があります。

取組と方針

- 商店街など中心市街地については、多様な意見を取り入れながら、居心地が良く誰もが楽しめるなど、にぎわいや活力の創出に努めます。
- ひたちなか商工会議所・ひたちなかもちづくり株式会社が実施するまちづくりの取組について、ニーズに即した見直しを図りながら支援し、地域経済の活性化を図ります。
- 地域の特性をいかし、にぎわいづくりに取組む地域内外のプレイヤーやイベント等を支援し、商店街や商業拠点の活性化に努めます。
- 商店街等における街路灯の適正な管理の促進や、所有者不明や維持管理の問題への対応について検討します。

主な取組

- 中心市街地における公民連携によるまちづくり
- ひたちなか商工会議所やひたちなかもちづくり株式会社が取組む事業の支援
- 地域内外プレイヤーの発掘や支援
- 商店街街路灯の適正管理の促進等
- 地域の特性をいかしたイベント開催の支援（おもてまち七夕まつり・ドリンクラリー・サイクリング DE ひたちなか・勝田 TAMARIBA 横丁、ひたちなかアドベンチャー、新たなイベント等）

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

地域の特性をいかしたイベントにおける来場者数

297,921人

335,000人

役割

市

- ひたちなか商工会議所への支援
- ひたちなかもちづくり株式会社への支援
- 地域経済の活性化に関する調査研究及び関係者との意見交換や支援
- 商店街街路灯に関する周知啓発

事業者等

- まちづくり事業への協力やイベントへの出店
- 地域の特性や地域資源をいかした事業や活動の展開
- 商店街街路灯の適正な維持管理

Ⅱ-5

活力を生み出す多様な産業 農業



基本方針

深刻化する農業の担い手不足及び農業従事者の高齢化等による生産能力の低下に対処するため、新規就農者や後継者の確保・育成に努めるとともに、認定農業者や地権者の意向に基づき農地の集積・集約を進め、農業生産性の向上を図ります。

また、消費者ニーズを捉えた高品質な農産物の生産を支援し、収益性の高い儲かる農業を促進します。特に、日本屈指の生産量を誇る「ほしいも」については、付加価値や品質の向上、PR などにより他産地との差別化を図りながら、地域ブランド化を推進し支援します。

農業生産基盤の整備については、道路の拡幅・圃場の大規模化・用排水の整備などを実施するとともに、きれいで安定的な農業用水を供給する国営那珂川沿岸農業水利事業を推進します。

主観指標

農業振興に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.11
- 目標値（令和11年） 3.16

関係部署

- 農政課
- 保健給食課

1 農業経営基盤の充実

現状と課題

- 農業従事者の高齢化と後継者不足から就農人口が減少し、労働力不足による生産能力の低下が懸念されます。
- 営農規模の拡大や経営改善等に取り組めるよう、高い経営能力を備えた意欲ある認定農業者を育成する必要があります。
- 耕作放棄地流動化促進事業の利用実績は順調に推移していますが、市内の耕作放棄地の面積は増加しており、優良農地の減少が懸念されています。
- 国営那珂川沿岸農業水利事業は、国営事業が完了した後も各農地への通水に向けた関連事業が残っているため、事業の早期完了に向けた対応が求められます。

取組と方針

- 農業の担い手となりうる新規就農者や後継者の確保・育成を図るため、儲かる農業の実践に向けた各種取組を展開するとともに、国の各種補助制度の活用を促進し、関係機関と連携した農業教育の充実に努めます。
- 労働力不足を補い省力化・高収益化を図るため、農業生産基盤の整備を事業主体となる茨城県と連携しながら事業の推進及び周知を行い、担い手による農地の集積・集約と ICT を活用したスマート農業を推進します。
- 耕作放棄地を抑制するため、耕作放棄地を再整備し、耕作を行う認定農業者などに対する支援を行います。
- 国営那珂川沿岸農業水利事業完了に向け関係機関との協議を進めるとともに、事業効果を発現するため、農家の生産基盤の安定化や水田及び畑地の生産性向上に取り組みます。

主な取組

- 新規就農者支援、機械導入支援
- 茨城県と連携した農業生産基盤の整備と担い手による農地の集積・集約、スマート農業の推進
- 耕作放棄地流動化事業の実施
- 国営那珂川沿岸農業水利事業促進に向けた関係機関との協議・調整

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
認定農業者数	137人	141人

関連する市の計画等 > ● 地域計画（人・農地プラン）

2 特色ある農業の推進

現状と課題

- 儲かる農業を実践するため、消費者ニーズを的確に捉えた高品質な農産物の生産を支援する必要があります。
- ほしいもの産地間競争が激化する中で、本市産ほしいものが選ばれ続けるため、ほしいもの高品質化や衛生加工による安心・安全なほしいもの生産を支援する必要があります。
- 悪臭や処分方法などほしいもの生産過程で発生する残渣の取扱いが課題となっています。また、これを資源化し有効活用することが課題となっています。
- 学校給食においては、農業協同組合と契約し、収穫時期に合わせた旬の地元の野菜を積極的に使用するとともに、米飯についても市内産のコシヒカリを導入しています。
- 農薬や化学肥料の使用を大幅に削減した「特裁・特選ふくまる」について、市場における認知度を向上させる必要があります。

取組と方針

- 農業協同組合及び生産者の実施する直売所等での販売や共選共販体制を支援し、地場農産物の理解を深めるための品評会や即売会等を実施します。
- 東海村、那珂市とともに組織している「ひたちなか・東海・那珂ほしいもの協議会」において、三ツ星生産者の育成やほしいもの品評会などの取組を支援し、ほしいもの高付加価値化や品質向上を図るとともに、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の普及、推進に努めます。
- 残渣の取扱いについて生産者とともに検討し、自然環境に調和した農業を推進するため、活用に向けた取組を推進する必要があります。
- 学校給食への地場農産物の提供による食育の充実を図ることにより、地産地消、販路拡大を推進します。
- 茨城県オリジナル米である「ふくまる」のうち、「特裁・特選ふくまる」の栽培面積を増やすため生産する栽培研究会の活動を支援し、認知度向上および販路拡大に努めます。

主な取組

- PR、ふるさと納税返礼品への導入
- 「ほしいもの生産三ツ星運動」とHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の推進
- 学校給食による消費拡大、地産地消の推進
- 農産物の高付加価値化、PR

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
三ツ星生産者数	142人	146人

役割

市

- 「ほしいもの生産三ツ星運動」の推進
- 農産物のPR

事業者等

- 「ほしいもの生産三ツ星運動」の取組実践
- 「特裁・特選ふくまる」の生産に向けた取組

II-6

水産業



基本方針

安全安心な水産物の供給に努めるとともに、漁業協同組合をはじめとする関係団体を支援するなど、経営の安定化を図ります。また、市沿岸部における歴史ある水産業を維持・発展させていくために、担い手を確保・育成するとともに、地産地消や魚食普及の取組を進めます。日本屈指の加工量を誇るタコのブランド化を支援するとともに、漁業協同組合などが地魚加工販売施設等を活用して行う、未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援するなど、6次産業化に取り組みます。

主観指標

水産業振興に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.12
- 目標値（令和11年） 3.17

関係部署

- 水産課
- 保健給食課

1 活力ある水産業づくり

現状と課題

- 海洋環境の変化（海水温の上昇や生態系の変化）により、漁獲量の減少が顕著となっています。また、燃油価格の高騰や漁具価格の上昇により、漁業者の経営コストが増加し、経営基盤が不安定となっています。
- 水産資源の減少に歯止めをかけ、持続的な漁業生産を確保するためには、アワビ等を対象とした種苗放流に取り組むなど、資源管理型漁業の一層の推進が課題となっています。
- カツオ・サンマ漁船等の廻船による水揚げが減少しており、卸売市場をはじめとする関連産業への波及を通じて、地域経済に深刻な影響を与えています。
- 水産物の生産から消費までの一貫した総合的な安全性の確保が求められています。
- 福島第一原子力発電所のALPS処理水海洋放出について、今後も注視していく必要があります。

用語解説 (II-5 農業)

- **認定農業者**... 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業経営者や農業生産法人。
- **国営那珂川沿岸農業水利事業**... 那珂川沿岸の水戸市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村を対象に農業用水を供給することを目的として、ダム、幹線水路などの整備を行う国営事業。
- **ひたちなか・東海・那珂ほしほ協議会**... 3市村においてほしほ生産農家やほしほの集荷販売業を営む問屋、農業関係機関から構成される協議会。
- **特裁・特選**... 「特裁」とは茨城県の慣行レベルに比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分が50%以下で栽培された農産物。「特選」とは、玄米の大きさを2mm以上、玄米タンパク質含有量を6.5%以下として生産されたもの。
- **共選共販体制**... 農業協同組合が農産物をとりまとめて集荷し、共同で選別して市場などで共同で販売する体制。
- **三ツ星生産者**... 生産（生産履歴の記帳）・衛生加工・販売（適正品質表示）について、総合的に取り組み、消費者に信頼されるほしほづくりを目指す生産者。
- **HACCP（ハサップ）**... 食品の製造・加工などあらゆる段階で発生する恐れのある危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて製造工程での重要管理点を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法。
Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。

取組と方針

- 漁業協同組合をはじめとした関係団体の活動を支援するとともに、漁獲共済及び保証料補給等の助成を行うことにより、漁業者の経営安定化を図ります。また、漁業協同組合と連携した漁業体験研修等により、担い手の確保・育成に努めます。
- 県や地元漁業関係者と連携し、良好な漁場環境の維持に努めるとともに、アワビ等の種苗放流を中心とする資源管理型漁業を推進します。
- 機能的な漁港環境の実現を図るため、那珂湊漁港、磯崎漁港における係留施設・外郭施設の整備や航路の浚渫を促進します。
- カツオ・サンマ漁船及びその他漁船の廻船誘致活動に努め、水揚げ量の増加を図るとともに、外部買受人の増員による買受け能力の強化を推進し、水産物の流通の安定性の確保に努めます。
- 原発事故による風評被害を払拭するため、国や県が実施している魚介類の放射性物質の検査結果を踏まえ、本市水産物の安全性について、PR 活動等を推進します。

主な取組

- 水産業団体の活動支援
- 種苗放流や養殖等の推進
- 風評被害対策
- 漁業者の経営支援
- 漁港、漁場の整備及び維持管理の促進
- 漁業体験研修等の実施
- 廻船誘致及び買受け能力強化の推進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
① アワビ水揚げ量	5,948kg	6,778kg
② 漁業就業者数	62人	68人

2 特色ある水産業づくり

現状と課題

- 本市では、蒸し蛸や酢蛸をはじめとするタコ加工品が全国有数の生産量を誇っている。一方で、こうした強みを十分に市場評価へ結び付け切れていない面もあり、タコを含む本市水産物および水産加工品について、付加価値の向上や認知度向上を図るため、更なるブランド化を推進していくことが課題となっている。
- 地魚加工販売施設等を活用して漁業協同組合が取り組む未利用魚の加工販売や、新たな加工品の開発・研究など、6次産業化に向けた活動を支援していますが、高齢化に伴う組合員の減少が進んでいるため、組織体制・漁業経営の強化が必要となっています。
- 水産物の消費量は減少しており、その背景として、調理の手間や若年層の魚食離れ、食生活の選択肢の増加などがあります。そのため、市では、平成28年に「ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例」を制定し、学校給食やパンフレット等で水産物の知識提供を行いながら、特に次世代の子どもたちへの魚食普及を図っています。引き続き、水産物実需の増加につなげるため、イベント等でPR 活動を進めていくことが重要です。

取組と方針

- イベントや直販事業などへの支援を行い、タコをはじめとする本市水産物・加工品のブランド化や価値向上を図るとともに、漁協女性部などが取り組む未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究を支援し、6次産業化に取り組めます。
- 漁業経営の安定化と将来を見据えた収益基盤の確立に向け、漁協等が主体となって実施する養殖等の取組を推進します。
- 学校給食での水産物の提供による食育の充実を図り、地産地消を推進します。
- 市内の水産関係団体や商工会議所などで構成する「ひたちなか市魚食普及活動実行委員会」と連携し、各種イベント等を通じて本市水産物をPRするとともに、水産物に関する知識の普及や魚食文化への理解促進を図るなど、魚食普及活動の推進に努めます。

主な取組

- タコをはじめとする本市水産物や加工品のブランド化推進の支援
- 未利用魚の加工販売や新たな加工品の開発・研究の支援
- 種苗放流や養殖等の推進
- 学校給食による消費拡大、地産地消の推進
- 市魚食普及活動実行委員会の運営・支援

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
週3回以上食卓で魚を食べる人の割合	35.1%	50.0%

役割

市

- イベント等でのPR

事業者等

- 未利用魚の加工販売、商品開発

用語解説

- **6次産業化**...農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売等にも業務展開している経営形態。
- **資源管理型漁業**...漁業者が相互に話し合い、地域の状況に応じた禁漁区等の設定、漁法の制限及び稚魚の放流など自主的な管理を実施し、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業。

Ⅱ-7

活力を生み出す多様な産業

観光



基本方針

観光は裾野が広い産業であり、地域経済を支える重要な役割を担うと同時に、地域の魅力を市内外に発信し、文化や歴史への理解を深める手段でもあります。本市では単なる誘客にとどまらず、「まちの活力を高める稼ぐ観光」と「持続可能な観光地域づくり」、「市民と共に創る観光」を施策の柱とし、観光の「質」を高め、観光客、市民、事業者がともに潤う観光のまちづくりを推進します。

主観指標

観光振興に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.04
- 目標値（令和11年） 3.09

関係部署

- 観光振興課

1 地域観光資源の活用

現状と課題

- 令和5年の観光入込客数は430万人で、ひたちなか市で初の茨城県内1位を記録し、令和6年は458万人と更に増加し、2年連続の茨城県内1位を記録しました。
- 滞在時間が短いことや立ち寄りスポットが少ないことで観光消費に繋がり難い点が浮き彫りとなっています。
- 那珂湊おさかな市場周辺においてオーバーツーリズムの兆候が見られ、市民生活への影響が懸念されています。
- 観光に関する情報交換の場づくり、新たな人材育成の取組が十分とは言えず、観光に関わる人材をどのように増やし、育て、次の世代につないでいくかが課題となっています。

取組と方針

- ひたちなか市ならではの魅力を戦略的に提案・発信することで、回遊型観光による滞在時間の延長、体験や食を楽しむ機会、お土産品を買う機会、さらには宿泊者数の増加につながる取組を展開し、まちの活力を高める「稼ぐ観光」を推進します。
- オーバーツーリズムの解消や地域に配慮した観光のまちづくりを目指すとともに、インバウンド旅行者の増加等多様なニーズを把握し、訪れる方の満足度を高める取組や観光地経営の視点での取組を展開し、「持続可能な観光」地域づくりを推進します。
- 地域への誇り（シビックプライド）やおもてなしの心を育むとともに、観光に関わる人材を増やし育て、人と人、人と地域がつながる仕組みづくりを展開し、市民と共に創る観光」を推進します。

主な取組

- ひたちなか海浜鉄道を軸とした快適で楽しい回遊環境の整備
- 食や景観、ストーリー性をいかした巡りたくなる地域資源の磨き上げ
- 新鮮な魚介類やご当地グルメ、ロケーションをいかした食の展開
- 効果的な情報発信の展開
- インバウンド旅行者への対応
- 快適で安全・安心・ユニバーサルな受け入れ環境整備
- 地域を誇りに思い観光を身近に感じる市民意識の醸成

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

① 観光入込客数

458 万人

517 万人

② 観光消費額

7,644 円

9,700 円

役割

市

- 茨城県・近隣自治体との連携
- 観光関連団体・事業者の支援
- メディアを活用した観光情報の発信
- 観光振興に関するデータ収集、解析、提供

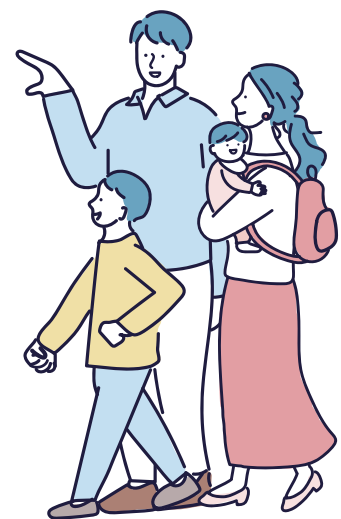
市民

- 地域への誇り（シビックプライド）を育み、次世代へ伝える
- 来訪者に対して「おもてなしの心」で接する

事業者等

- コンテンツの開発や展開、プロモーション
- 事業者間の連携や情報共有による誘客の取組
- 地元の食材や特産品を活用した取組
- 多言語対応等の環境整備
- また訪れたいと思わせる「おもてなし」の提供

関連する市の計画等 > ● ひたちなか市第3期観光振興計画



用語解説

- **インバウンド**... 海外から日本へ訪れる外国人観光客や、その旅行自体を指す言葉。
- **オーバーツーリズム**... 特定の観光地に許容範囲を超える観光客が集中し、地域住民の生活、自然環境、景観に深刻な悪影響（交通渋滞、ごみ、騒音など）を及ぼす現象。

Ⅱ-8

活力を生み出す多様な産業

産業の活性化



基本方針

経営基盤の強化を目的に販路開拓や人材確保に取り組む企業を支援します。また、市民が産業界を知るきっかけとなるイベントを開催し、市報や SNS を活用した PR などを通じて、市に根付く幅広い産業や企業活動等について広く周知し、市民や企業、団体などの交流を推進します。

主観指標

産業の活性化に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.06
- 目標値（令和11年） 3.11

関係部署

- 商工振興課
- プロジェクト推進課

1 産業の活性化

現状と課題

- 本市はものづくり産業や商店街および郊外の大規模店舗のほか、ほしいもやタコの水産加工など、工業、商業、農業、水産業といった多様な産業が集積しています。引き続き、産業の発展を実現するため、事業者を支援し、地域経済を活性化させていく必要があります。
- 本市の全産業を広く紹介宣伝するとともに、地元産業界との交流機会を創出し、地域産業の振興発展と市民生活の向上を図るため、産業交流フェアを開催しています。予算や他のイベントとの関係などを整理し、今後のあり

方について検討する必要があります。

- 生産技術の革新や DX 推進により、業務の改善や効率化をすることで生産性や品質を高め、取引の拡大を図ることが求められています。
- 企業が安定して事業を継続していくため、企業の強み、他社との違いを明確にし、市場、ターゲットを分析した上で技術、商品・サービスを PR し新規販路開拓につなげる支援が必要です。

取組と方針

- 市内に根付く多様な産業や企業活動等を市内外に広く周知することで、市民と企業、関係団体等との交流を推進するとともに、本市との関係人口を創出します。
- 大学等に加え、金融機関やマスメディアも含めた新たな組織により、産学官金言連携を推進します。
- 市の魅力発信や地場産業の活性化のため、ふるさと納税制度を活用し、地元生産者や事業者を市外の方々にも応援してもらうとともに、地場産品や体験型など本市ならではの特色ある返礼品の提供を通じて「ひたちなか市

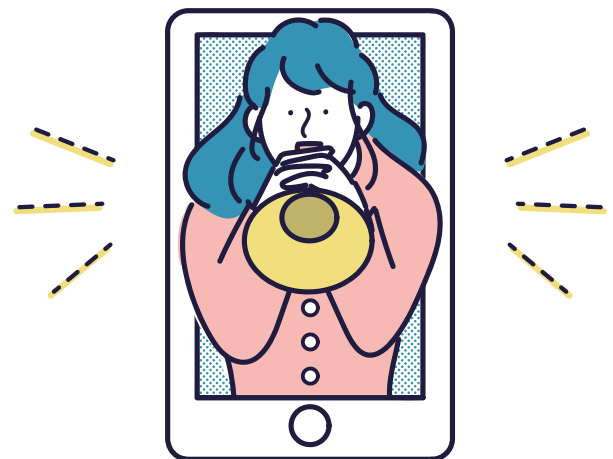
のファン」を増やし、本市の認知度の向上や自主財源の確保に努めます。

- 若者になじみのある e スポーツを活用し、大学生や高校生等と地元企業との交流を行いながら、産学官連携により、デジタル人材の育成に取り組み、クリエイティブな活動を促進する環境づくりに努めます。
- 中小企業が行う人材の育成・確保、販路の拡大を支援します。

主な取組

- 産業交流フェアの開催
- 新たな産学官金言連携組織の運営・推進
- ふるさと納税制度活用の推進
- ひたちなか市eスポーツプロジェクトチーム（HePT）の運営
- リスキリング（技能訓練）及び展示会出展費用の補助
- 市報、SNS による企業情報の発信やまちゼミ開催による産業 PR の実施検討

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
市の補助金を活用した技能訓練支援者数（延べ）	527人	687人



用語解説

- eスポーツ...エレクトロニック・スポーツの略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。
- リスキリング...社会や技術の変化に対応するため、新しい知識やスキルを習得する取組。
- まちゼミ...店主等が講師となり、専門知識や技術を伝える講座。参加者との交流を通じてファンづくりを図り、来店促進や売上向上につなげる事業。

大綱Ⅲ

みんなで育む健康と福祉

高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、健康や福祉をめぐるニーズは一層多様で複雑になっています。

前期基本計画では、市民が日々の暮らしの中で健康づくりに取り組む機運を高めるとともに、市民や地域、医療・介護関係者と一体となって、自立支援や重度化の予防を図りながら、必要な人に適切なサービスを届けるなど、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

Ⅲ-1	健康づくり	
①	健康づくり	105
Ⅲ-2	医療・疾病予防	
①	医療体制の構築	107
②	感染症予防対策	108
③	健診の充実	109
Ⅲ-3	地域福祉	
①	地域福祉	111
Ⅲ-4	高齢者福祉	
①	高齢者福祉	113
Ⅲ-5	障害者（児）福祉	
①	障害者（児）支援	115
Ⅲ-6	社会保障	
①	国民健康保険・後期高齢者医療制度	117
②	介護保険	118
③	生活保護・生活困窮者自立支援	119

Ⅲ-1

みんなで育む健康と福祉

健康づくり



基本方針

健康寿命を延伸し、生涯を通じて健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域の健康づくりのリーダーとなる食生活改善推進員や保健推進員と連携し、健康づくりを推進します。

主観指標

保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.97
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 健康推進課
- 高齢福祉課

1 健康づくり

現状と課題

- ライフスタイルの多様化に伴い、生活習慣病が増加しており、今後、更に増加するものと見込まれています。
- 食生活改善推進員や保健推進員がそれぞれの地域において、各種事業の実施を通じて食育や生活習慣病予防等について啓発活動を行っています。
- 生活習慣病予防には、食生活の改善、運動、歯や口腔のケア、適正飲酒や禁煙、十分な睡眠や休養などに一人ひとりが積極的に取り組むことが重要であり、その動機付けとなる効果的な支援や啓発を行う必要があります。
- 健康づくりを担う団体が、地域において継続的に活動できるよう、健康づくりリーダーを育成・確保する必要があります。

取組と方針

- 市民が生涯を通じていきいきと暮らせるよう食生活改善推進員、保健推進員を育成するとともに、活動を支援し、市民の食育や健康づくりの推進に取り組みます。
- 市民が健康づくりを自らの問題として主体的に取り組むため、食生活・運動・口腔ケア・適正飲酒禁煙・十分な睡眠などの知識や技術の習得を支援します。

用語解説

- **食生活改善推進員**...市主催の養成講座を修了後、ひたちなか市食生活改善推進員協議会員となり、食を通じた健康づくりの担い手として、食育活動に取り組んでいる。
- **保健推進員**...地域ぐるみで健康づくりを推進するため、自治会の推薦により保健推進員を委嘱している。自治会と保健推進員が連携を密にし、市との協力または共同で健康づくり事業に取り組んでいる。
- **生活習慣病**...糖尿病、高血圧症、脂質異常症など、生活習慣が発症・進行に関与する疾病。

主な取組

- 食生活改善推進員による広い世代に向けた食育推進、生活習慣病予防対策
- 健康づくりリーダー育成や健康診査・各教室などの様々な場面での健康づくりに対する具体的な行動や生活改善への支援
- 保健推進員による健康づくり活動（健康診査受診勧奨・生活習慣病予防の知識の普及啓発）

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
保健推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動の年間聴講者数	14,068 人	14,000 人

役割

市

- 健康づくりリーダーの活動支援と協議・連携

市民

- 市民への普及・啓発（各教室等の実施、PR活動）
- 市の事業への協力、参加



Ⅲ-2

みんなで育む健康と福祉

医療・疾病予防



基本方針

本市の中核医療機関である日立製作所ひたちなか総合病院による救急医療や高度医療に係る医師確保を支援するとともに、病院とかかりつけ医の連携を推進します。休日や夜間の救急医療体制については、医師会や薬剤師会と連携しながら休日夜間診療所を運営するとともに、今後の運営の手法を検討していきます。また、日立製作所ひたちなか総合病院による小児医療の運営等を支援します。さらに、生活習慣病やがんなどの疾病を予防、早期発見するため、特定健康診査や各種健康診査の受診率向上に取り組むとともに、特定保健指導をはじめとした事後指導を強化します。あわせて、予防接種法に基づき、接種費用の一部を公費負担するなど感染症のまん延防止に取り組めます。

主観指標

保健医療体制や各種予防対策に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 2.97
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

- 健康推進課
- 国保年金課

1 医療体制の構築



現状と課題

- 本市が属する常陸太田・ひたちなか医療圏における人口10万人当たりの医師数は、全国平均を大きく下回っており、県内においても医師少数区域に位置付けられています。今後の高齢化の進展を踏まえると、継続して医師を確保する必要があります。
- 日立製作所ひたちなか総合病院が実施している小児救急については、小児科医の不足等を解消し、開設日の拡充

を図る必要があります。

- 救急医療二次病院への搬送が増加し、医療機関の負担が大きくなっています。
- 安定的な産婦人科医の確保に苦慮していることから、広域の取組により安心して子どもを産み育てる環境を維持する必要があります。

取組と方針

- 日立製作所ひたちなか総合病院が行う救急医療や地域医療、高度な検査治療に係る医師確保を支援するとともに、日立製作所ひたちなか総合病院と地域のかかりつけ医との病診連携を推進します。
- 医師会や薬剤師会と連携し、休日夜間診療所を運営するとともに、日立製作所ひたちなか総合病院が実施する小児救急の運営を支援するなどして、休日や夜間の医療体制を整備します。

- 水戸及び常陸太田・ひたちなか医療圏の市町村と連携しながら、救急医療二次診療業務の運営費を補助し、救急医療体制の充実を図ります。
- 水戸赤十字病院に対し、産婦人科医確保のため、県央地域で構成する市町村と連携をしながら支援を行い、周産期医療の充実を図ります。

主な取組

- 日立製作所ひたちなか総合病院の医師確保の支援
- 救急医療二次病院の運営支援
- 休日夜間診療所の運営
- 水戸赤十字病院の産婦人科医確保の支援
- 小児医療の運営支援
- 医師確保に向けた市長会等を通じた国・県への要望

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

人口 10 万人当たりの医師数

142.6 人

212.3 人

役割

市

- 医療体制充実のための支援

事業者等

- 医療体制の充実

2 感染症予防対策

現状と課題

- 乳幼児定期 A 類疾病については、（予防）接種費用の全額を、主に高齢者に該当する定期 B 類疾病については、全接種費用の概ね 3 割を公費負担しています。また、一部の任意接種については独自の助成を行っています。
- 感染症の流行等により、予防接種法の改正が行われるため、ワクチン種目等の追加について、迅速接種体制の整備を行うとともに、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めることが求められます。
- 令和 3 年の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、新たな感染症などが発生した場合には、国・県及び関係機関と連携を図り、地域での感染症の拡大及びまん延防止に努める必要があります。

取組と方針

- 医師会や学校などの関係機関と連携するとともに、子育て支援アプリ等の媒体を活用し、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めながら、安全で効率的な接種体制を整備します。
- 新たな感染症が発生した際には、「ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、病原体の特徴や流行の状況を踏まえ、ひたちなか市新型インフルエンザ等対策本部等を設置し、感染拡大防止のために必要な措置を実施します。

用語解説

- 救急医療二次病院...入院や手術を要する症例に対応する病院をいう。なお、一次（初期）救急は、入院の必要がなく、外来で対処できる軽症患者に対応。三次救急は、二次救急で対応できない、一刻を争う重篤な救急患者に対応。
- 病診連携...地域医療等において、核となる病院と地域内の診療所が、患者の状態に応じてそれぞれの役割と機能を分担し、効率的な医療提供を実施すること。

主な取組

- 定期予防接種の実施
- 感染症予防の啓発
- 任意予防接種への助成
- ひたちなか市新型インフルエンザ等対策行動計画の運用

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

乳幼児 A 類定期予防接種の接種率

97.4%

98.0%

役割

市

- 感染症予防に関する知識の普及・啓発
- 安全な接種体制の整備

市民

- 感染症予防に関する正しい理解と各種予防接種の実施

事業者等

- 国・県や医師会等関係機関との連携・協力

3 健診の充実

現状と課題

- 「元気アップポイント事業」の実施など、ヤング健診、各種がん検診の受診者数の増加に取り組むとともに、一部日程では、土曜・日曜の実施や同伴児の見守りなど、受診しやすい体制の整備を図っています。
- 特定健康診査、各種健康診査の継続受診者や無関心層の受診者を増やし、受診率向上を図る必要があります。
- 生活習慣病の早期発見や重症化予防のために行う特定健康診査・後期高齢者健康診査の受診率は、受診勧奨により向上してきているものの、特定健康診査については茨城県平均を下回っています。
- 医療機関特定健診での保健指導の実施率が伸び悩んでおり、実施方法を検討する必要があります。
- 受診の結果、生活習慣の改善が必要な方に対しての事後指導を強化する必要があります。

取組と方針

- 健康診査等を受診しやすい環境を整備するとともに、無関心層に対する効果的な受診促進策を検討・実施し、受診者の増加を図ります。
- 特定保健指導の実施率向上のため、特定健康診査当日の面談を継続して実施します。また、今後特定保健指導対象者となる可能性の高いヤング健診受診者に対し、生活習慣改善の支援を早期に実施していきます。

用語解説

- **元気アップポイント事業**...健康診査・がん検診受診、健康・介護予防などの保健事業への参加や、個人の健康づくりの取組をポイント化する事業。
- **特定健康診査**...健康保険法の改正により平成20年度から全国の地方公共団体に導入された。生活習慣病予防のため、特にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。
- **特定保健指導**...特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、医師や保健師、管理栄養士等が対象者の身体状況に合わせて生活習慣を見直す指導を行う。

主な取組

- 各種集団健康診査の予約については、今後、インターネットによる予約を普及させていく。なお、インターネットの利用が困難な方のために、当面の間はコールセンターによる予約と併用していく。
- 土曜・日曜における健康診査等の実施や総合健診の日程を増やす。
- 「元気アップポイント事業」を実施し、自主的な健康づくりを推進します。
- 特定保健指導を受けやすい体制（最後に全員と面談を実施等）を整備する。
- 健康診査等実施後の効果的な保健指導として、健康教育への参加勧奨や個別の食習慣解析を用いた健康相談等の工夫をしていく。

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
各種健康診査受診率	35.0%	40.0%

役割

市

- 各種健康診査の受診勧奨と受診体制の整備
- 健康診査等実施後の指導の強化

市民

- 各種健康診査の積極的受診



Ⅲ-3

みんなで育む健康と福祉 地域福祉



基本方針

保健・医療・福祉の総合的な連携により、住み慣れた地域の中で安心して生活するためのきめ細かな福祉施策を展開するとともに、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域共生社会を目指します。

主観指標

地域福祉に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.02
- 目標値（令和11年） 3.07

関係部署

● 地域福祉課

1 地域福祉



現状と課題

- 中学校区単位で地域福祉を推進する体制の整備を進めるとともに、社会福祉協議会及び社協支部（自治会）、ボランティア連絡協議会などの関係機関・団体と連携して地域福祉を推進しています。
- 福祉についての意見交換を行う地域福祉座談会を開催し、地域福祉についての理解を深めています。引き続き、市民（地域）自らが必要と考えるテーマについて話し合う機会をつくり、地域福祉について意識の醸成を図る必要があります。
- 地域における福祉課題の多様化が進み、これまで以上に地域の力による解決が期待されており、サロン活動の運営者をはじめとした地域福祉の担い手を発掘・育成・支援する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、地域の相談役である民生委員・児童委員の負担が増加していることから、支援を強化する必要があります。

取組と方針

- 地域福祉についての意識の醸成を図るとともに、市民（地域）との協働により、地域における支え合いの体制を構築し、住民相互が理解し合い、安心して暮らせるまちを目指します。
- 地域福祉の担い手の育成を行うとともに、拠点となるサロンなどの「居場所」を各地区に広げ、地域福祉活動の担い手が、地域への思いを活動につなげるための支援を行います。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員、福祉に関わるボランティアや NPO などの各種団体や個人など、地域福祉の推進に中心的役割を担う方々を支援します。

主な取組

- 地域福祉座談会の実施
- 地域福祉担い手育成事業の実施
- 社会福祉協議会やボランティア団体等への支援・指導及び連携の強化
- 民生委員・児童委員等への支援

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
市民が主体となって地域福祉（高齢者・障害者・子育て支援）が行われていると感じる人の割合	15.5%	19.5%

役割

市

- 地域福祉活動に対する支援
- 地域福祉団体等への支援・指導
- 地域福祉活動のPR

市民

- 地域福祉活動の実施（ボランティア活動、サロン活動など）

事業者等

- 地域福祉活動における指導的役割
- 地域福祉活動の推進

関連する市の計画等 > ● 第2次ひたちなか市地域福祉計画 ● 地域福祉活動計画

用語解説

- **地域福祉座談会**...地域住民同士が身近な課題について気軽に話し合い、住民相互の交流の場ともなる地域福祉座談会。
- **サロン活動**...地域住民が主体となって、子育て世代や高齢者などの住民同士がつながりを持てる集いの場所を運営する活動。市内には大きく分けて「子育てサロン」と「高齢者サロン」があり、主にコミュニティセンターや集会所などで活動している。

Ⅲ-4

みんなで育む健康と福祉

高齢者福祉



基本方針

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域のニーズに合った介護予防や在宅生活を支えるサービスの充実、介護保険施設サービス基盤の整備など、介護・福祉サービスの充実に努め、地域包括支援センターを中心として関係機関との相互連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」を推進します。また、認知症などの疾病を抱えていても、できる限り在宅で過ごすことができるよう、在宅医療体制の充実や、医療・介護・福祉の相互連携に努めます。

主観指標

高齢者支援に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.06
- 目標値（令和11年） 3.11

関係部署

- 高齢福祉課
- 介護保険課

1 高齢者福祉

現状と課題

- 高齢者や介護認定者、認知症高齢者等は増加を続けており、今後も増加が見込まれています。
- 高齢化の進展や価値観の多様化、社会的な課題を持つ世帯の増加により、地域包括支援センターの業務負担は増大しており、介護予防支援に係る負担も増しています。
- 高齢者が、生涯に渡り健やかに過ごしていけるよう、介護予防事業と保健事業を一体的に実施し、介護状態の前段階であるフレイル予防に取り組む必要があります。
- 高齢者が増加していく中、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活が送れるよう、在宅医療体制の充実や、医療・介護・福祉の相互連携を更に推進する必要があります。
- 認知症高齢者については、地域住民への正しい知識の普及啓発や認知症の方への支援を継続するほか、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置するなど、実効性のある認知症施策を推進する必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等の増加により、掃除や買物など軽度の生活支援を必要とする高齢者が増加していることから、地域の支えあいや生活支援サービス等を充実するとともに、高齢者が地域の中で元気に活躍できるような取組を支援する必要があります。

取組と方針

- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護の専門組織とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要になっても必要な支援を受けながら、ひとりひとりが自分らしく暮らし続けられるような支援体制を整えます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで継続することができるよう医療、介護、介護予防、生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図ります。

主な取組

- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- 地域包括支援センターの運営
- 在宅生活を支えるサービスの充実
(配食サービス事業、買い物支援事業等の推進)
- 在宅医療・介護連携推進事業の推進
- 認知症施策の推進
- 生きがい活動の推進
(高齢者クラブ、シルバー人材センター等の支援)
- 元気アップサポーターの会、シルバーリハビリ
体操指導士会との連携と支援
- 介護保険施設サービス等の基盤整備の推進

施策評価指標	現状値 (令和7年)	目標値 (令和11年)
① 生きがいを持って生活する高齢者の割合	54.5%	56.0%
② 地域包括支援センターの認知度	22.9%	25.0%

役割

市

- 「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進

市民

- 地域住民がともに支え合う地域づくりへの参加

事業者等

- 高齢者の見守り活動
- 在宅生活を支えるサービスの提供
- 医療・介護関係者の多職種連携事業への協力
- 介護保険施設サービス等の提供

関連する市の計画等 > ● ひたちなかしあわせプラン 21



用語解説

- **地域包括ケアシステム**...高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援体制。
- **認知症**...脳に何らかの原因で障害が起き、脳の機能が低下することで、記憶障害や見当識障害、判断力の低下など、日常生活がうまく行えなくなる脳の病気。
- **介護予防・日常生活支援総合事業**...介護保険制度における地域支援事業の一つで、市町村が中心となって、65歳以上の全ての高齢者を対象に地域の実情に応じた柔軟な介護予防や日常生活支援サービスを総合的に提供する仕組み。
- **地域包括支援センター**...高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・医療の面から総合的に支える「地域の相談窓口」。

Ⅲ-5

みんなで育む健康と福祉

障害者(児)福祉



基本方針

障害のある方が自ら希望する場所で自立した生活を送ることができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業を実施します。また、必要な支援が適切に受けられるよう、相談支援事業所を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

主観指標

障害者支援に関する市民満足度

- 現状値(令和7年) 3.03
- 目標値(令和11年) 3.08

関係部署

- 障害福祉課
- 子ども未来課

1 障害者(児)支援



現状と課題

- 障害福祉サービスを利用している障害者が増加しています。
- 障害児通所支援を利用している障害児が増加しています。
- 自立支援給付、各種手当の支給や各種助成を行っています。
- 日常生活用具の給付、移動支援、意思疎通支援等の地域生活支援事業を実施しています。
- 基幹相談支援センターを中心として、地域の相談支援体制の充実と強化を図っています。
- 市内における短期入所事業所数を充実させていく必要があります。
- 障害福祉サービス及び障害児通所支援の利用者の増加に伴い、計画相談支援事業所数を充実させていく必要があります。
- 発達に心配のある幼児・児童等に対する適切かつ継続的な発達相談支援を早期に行うため、支援体制を更に充実させる必要があります。
- 障害のある方にとって分かりやすい情報の提供や、自立した生活と社会参加の機会を確保するため、「障害者支援アプリ」の活用等、手軽に情報が得られる環境の整備が必要です。
- 共生社会を実現するため、障害のある方への理解を促進する必要があります。

用語解説

- **みんなのみらい支援室**...発達に心配のある子どもやその保護者及び支援者への支援を目的として平成25年2月に開設した発達支援機関で、心理士等による相談支援や作業療法士等による療育支援等を行っている。
- **地域活動支援センター**...障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する福祉施設。
- **障害者支援アプリ**...ひたちなか市が独自に提供するアプリ。障害の種別ごとに利用できる制度を抽出する機能や、障害福祉事業所の情報をマップ付きで見ることができる。
- **地域生活支援拠点**...障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の受け入れ・対応など、障害者の生活を地域全体で支えるサービス体制を構築するもの。
- **遠隔手話通訳システム事業**...聴覚障害者が市関連施設や病院、店舗などにおいて、スマートフォンなどのビデオ通話を利用して、遠隔地にいる手話通訳者の通訳を利用できる事業。

取組と方針

- 障害福祉サービスの提供により、障害のある方が自ら希望する場所で自立した生活を実現できるよう支援します。
- 障害児通所支援サービスの提供により、障害のある児童の特性に応じた多様なニーズに対応し、個々の成長と発達を支援します。
- 幼児等の発達相談支援の拠点である「みんなのみらい支援室」の機能強化を行います。
- 障害のある方の自立した生活や社会参加を促進するため、障害福祉に関連する情報を分かりやすく提供します。
- 就労を希望する障害のある方について、就労系サービス事業所や障害者就業・生活支援センター等の支援を通じて、希望する進路を選択し、挑戦していけるよう支援します。
- スポーツや文化活動の機会を提供し、生きがいのある生活を推進します。
- 障害者への理解を広げるため、各種研修・啓発の取組を進めます。
- 家族の高齢化を見据え、地域生活支援拠点の面的整備を図ります。

主な取組

- 障害者福祉
 - ・ 自立支援給付（介護給付、訓練等給付、医療給付、補装具費等）の支給
 - ・ 各種手当の支給、各種助成の実施
- 障害児福祉
 - ・ 障害児通所支援サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）の提供
- 自立と社会参加の支援
 - ・ 相談支援事業所をはじめとする様々な相談窓口の提供
 - ・ 地域生活支援事業（意思疎通支援、地域活動支援センター事業等）の実施
- 心身障害者（児）スポーツ大会の開催
- 遠隔手話通訳システム事業の実施
- 障害のある方への理解促進
 - ・ 障害者理解促進事業の実施
- 合理的配慮推進事業による民間事業者への補助
- 権利擁護学習会の開催
- ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発
- 児童発達相談支援
 - ・ みんなのみらい支援室の相談支援体制の充実

施策評価指標

現状値（令和7年）

目標値（令和11年）

障害者支援アプリのダウンロード数

1,094 件

2,400 件

役割

市

- 障害福祉サービス及び障害児通所支援の支給決定
- 障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制の確保
- 障害福祉制度の情報提供
- 地域生活支援事業の実施
- 障害者理解促進事業の実施

市民

- 障害者（児）への理解促進
- ボランティアの参加
- 地域での見守り

事業者等

- サービス利用者への支援
- 障害福祉サービス事業及び障害児通所支援事業への参入
- 障害者の雇用機会創出・就労環境向上への配慮

関連する市の計画等

- ひたちなか市障害者プラン
- ひたちなか市障害福祉計画
- ひたちなか市障害児福祉計画
- ひたちなか市こども計画

Ⅲ-6

みんなで育む健康と福祉 社会保障



基本方針

国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、医療給付の適正化等に努めます。
また、介護保険などにおける介護サービス給付等の適正化に努め、介護保険事業の円滑な運営を推進します。生活保護については、適正な給付を行うとともに、関係機関と連携しながら自立・就労支援体制を強化します。

主観指標

生活困窮者支援に関する市民満足度

- 現状値（令和7年） 3.05
- 目標値（令和11年） 3.10

関係部署

- 国保年金課
- 介護保険課
- 生活支援課

1 国民健康保険・後期高齢者医療制度

現状と課題

- 国民健康保険の被保険者数及び歳出額は、社会保険の適用拡大等により年々減少していますが、被保険者の高齢化や医療の高度化等により、1人当たりの医療費は増加しています。また、あわせて保険税負担力の低い方の割合も多くなっています。
- 国民健康保険では、将来的に、都道府県ごとに国民健康保険税率が統一され、同一の所得水準であれば同一の保険税額となる仕組みに移行することから、統一を見据えて、適正な税率について検討を続けていく必要があります。
- 後期高齢者医療制度の被保険者数及び歳出額は、高齢化とともに増加しており、全体の医療費も増加傾向にあります。

取組と方針

- 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率の向上や医療費適正化等に努めながら、保険財政の健全運営を図ります。
- 健診結果やレセプト情報等のデータ分析を行い、疾病の重症化予防や適正服薬の取組など、健康課題に応じた効果的・効率的な保健事業を実施します。

主な取組

- 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納率向上
- 国民健康保険税の適正な税率の検討
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用促進等による医療費適正化
- 特定健康診査・後期高齢者健康診査や人間ドック等費用補助の実施
- 国民健康保険被保険者のうち糖尿病等の未治療者・治療中断者に対する医療機関への受診勧奨等

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
国民健康保険ジェネリック医薬品利用率（4月受診分）	90.4%	93.0%

役割

市

- 国民健康保険事業の安定的な運営
- 後期高齢者医療制度の適正運用

市民

- 医療機関への適正受診及び健康意識の向上

2 介護保険



現状と課題

- 高齢者数が2040年頃にピークを迎えることから、要介護認定者数及び介護保険給付費は今後も増加するため、介護サービス給付等の適正化に努め、質の高いサービス提供を行います。
- 第9期（令和6年度～令和8年度）の第1号被保険者の保険料基準額は増額しましたが、第10期以降の基準額については、サービス受給者数の推移、介護保険給付費の増加率などを踏まえ、増額するか否かを検討していく必要があります。
- 介護保険法の改正とともに制度の内容がより複雑化していることから、市民への周知と理解を図るため、PR活動を継続して実施する必要があります。
- 介護を担う人材不足が課題になっていることから、多様な人材の参入促進を図り、介護人材の育成、確保に努めてまいります。また、現場を支える介護職員への研修会を実施するなど、離職防止に向けた取組を推進してまいります。

取組と方針

- 利用者のニーズに応じた、在宅・施設サービスを提供できるよう、介護サービス事業者に対する、適正な運営指導などを実施し、介護保険事業を推進します。
- 安心して介護保険を利用できるよう、市民に対し、制度の周知普及を行い、支援を要する高齢者やその家族の負担軽減に取り組みます。
- 各種サービスの利用状況及び利用者のニーズを把握し、施設サービス等の基盤整備を進め、支援を要する高齢者やその家族の負担軽減への取組を進めます。

主な取組

- 介護保険制度の周知普及
- 介護給付適正化の強化
- 介護人材育成事業
- 介護認定審査会の適正な運営
- 介護保険料収納率の向上

用語解説

- 国民健康保険...職場の健康保険（社会保険）や後期高齢者医療制度など、他の医療保険に加入していない全ての住民を対象とする医療保険制度。都道府県と市町村が保険者となり、共同運営を行っている。
- 後期高齢者医療制度...75歳以上の高齢者全員と、65歳以上74歳以下で一定の障害のある高齢者を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度。
- レセプト（診療報酬明細書）...保険医療機関・薬局が、保険者に医療費を請求するために発行する請求書。疾病名や検査・投薬・手術等の診療内容とその費用などの情報が含まれ、保健事業にも活用される。
- 後発医薬品（ジェネリック）...新薬の特許期間の満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売される薬。新薬に比べて開発費が削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら低価格で販売される。

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
介護保険料収納率（過年度分含む）	98.0%	98.0%

役割

市

- 介護保険事業の安定的かつ適正な運営

事業者等

- 介護保険サービスの提供

関連する市の計画等 > ●ひたちなかしあわせプラン 21（第9期）

3 生活保護・生活困窮者自立支援

現状と課題

- 生活保護の被保護世帯数・人員は平成 28 年度から増加傾向で推移していましたが、令和 6 年度は減少に転じました。しかし、高齢化の進行や物価高騰などにより生活に窮迫する世帯が増える可能性もあることから、今後も注視していく必要があります。
- 生活保護が開始となる主な理由は、預貯金の減少や傷病、失業、仕送り等の減少となっています。また、複合的な課題を抱えたまま生活保護につながる世帯が多く、課題解決には関係機関との連携が必要となっています。
- 働くことができる被保護者に対しては、積極的な就労支援を実施し、早期就労・早期自立を目指しています。
- 被保護者が就労支援により就労を開始した後も、継続的な安定就労に向けたきめ細かな支援を実施する必要があります。
- 相談者がより早期に生活を立て直せるように、生活困窮者自立相談支援事業等の充実を図りながら、多様化する相談に適切かつ迅速に対応していく必要があります。

取組と方針

- 訪問活動や扶養調査、レセプト点検等を実施しながら、生活保護制度の適正実施を図ります。
- 被保護者に対して必要な医療は継続しつつ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の更なる使用促進を目指します。
- レセプトデータに基づき、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進します。
- 生活困窮者や被保護者が継続して就労し、自立した生活が営めるよう、ハローワークとも連携しながら支援します。また、早期の就労が難しい方に対し、生活習慣の改善や社会的能力・就労に必要なスキルなどの育成を目指し、社会福祉法人や障害者就労移行支援事業所などと連携し、就労に向けた準備支援を推進します。
- 生活困窮者自立相談支援事業を充実させるとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの関係機関との連携の強化を図り、多様で複合的な問題を抱える相談者に適切かつ迅速に対応できる体制を目指します。

用語解説

- 介護保険制度... 40 歳以上の方が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる支え合いの制度。

主な取組

- 生活保護制度の適正な運用
- 医療扶助の適正実施
- 就労支援事業の推進
- 生活困窮者自立相談支援事業の推進

施策評価指標	現状値（令和7年）	目標値（令和11年）
生活困窮者への就労支援による就労達成率	51.9%	60%

役割

市

- 社会的・自立のための支援・指導
- 就労、就労準備に向けた支援

市民

- 民生委員等による各種支援

事業者等

- 就労体験、ボランティア等の受入れ



用語解説

- 生活保護...全ての国民が健康で文化的な生活を送れるよう、必要最低限度の生活水準を保障する制度。生活困窮者への扶助、自立助長を図ることを目的としている。
- レセプト点検...医療機関が医療費の保険負担分を自治体等に請求する際に発行するレセプト（診療報酬明細書）の点検。
- 生活困窮者自立相談支援事業...生活困窮に至るリスクの高い方等に対する自立支援策の強化を図るため、経済的な問題、心身の状況、就労の状況などにより専門の支援員が関係機関と連携して支援を行う事業。